

第9回朝霞市総合計画審議会
次 第

日時 令和6年11月19日（火）
午前10時から正午まで
場所 朝霞市役所 別館5階
501・502会議室

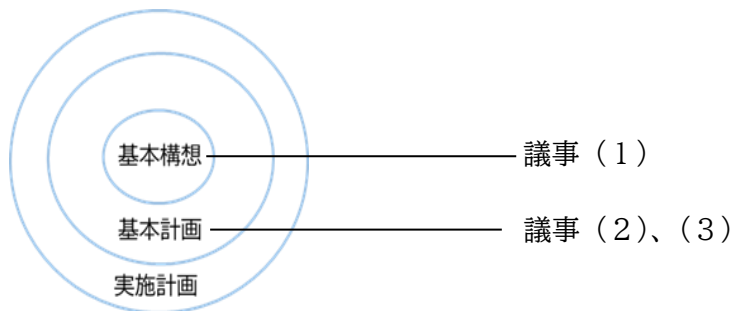
1 開 会

2 議 事

- （1）基本構想（素案）について
- （2）基本計画（素案）の施策体系について
- （3）基本計画（素案）【第1章】について

3 閉 会

○本日の議事内容は、総合計画の以下の部分です。

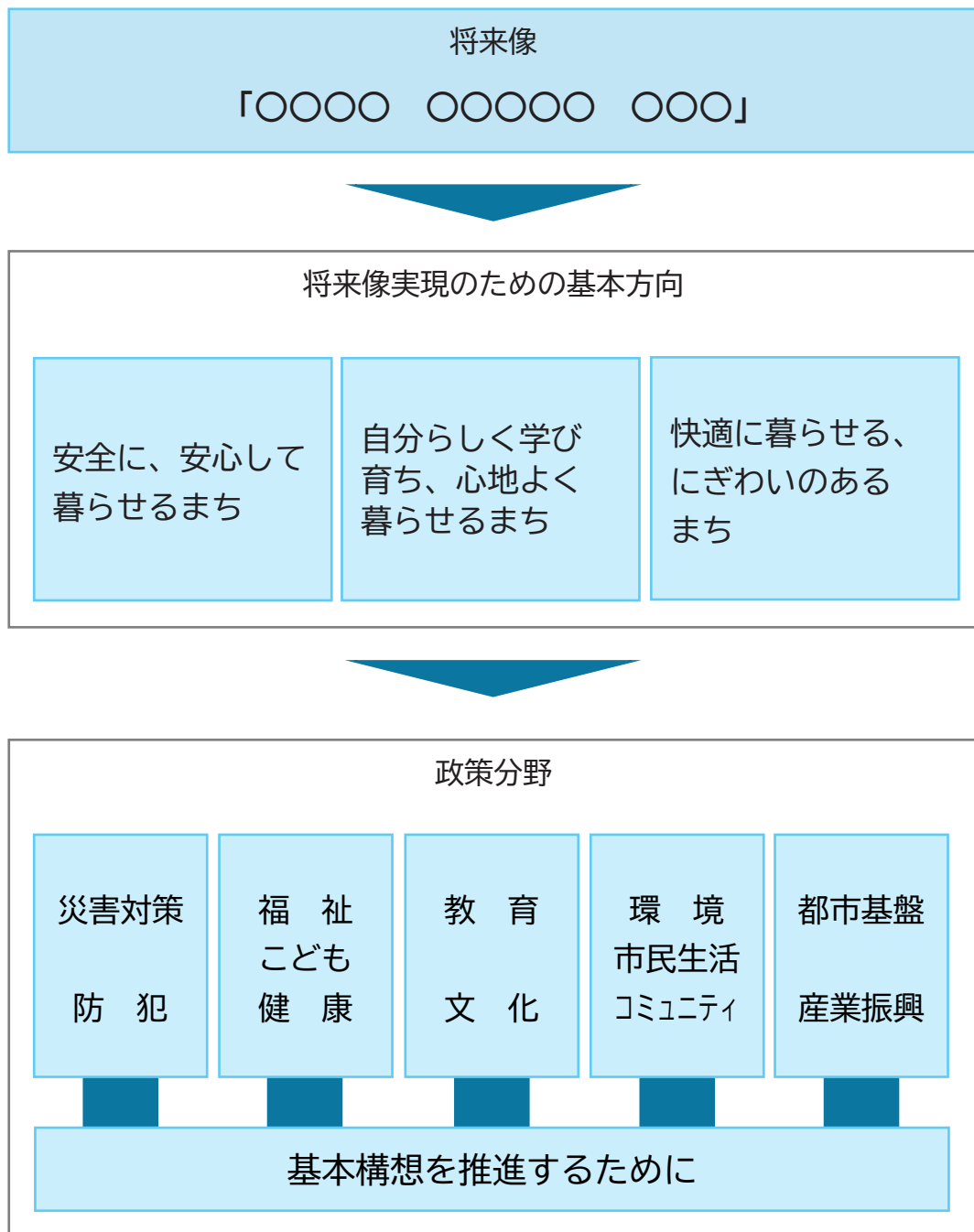


第6次朝霞市総合計画
基本構想（素案）

第1章 基本構想について

※第5次総合計画後期基本計画冊子 P188, 189 に相当

<基本構想の構造図>



1 趣旨

この基本構想は、市民と市がともに実現を目指す朝霞市の将来像『○○○○○
○○○○○ ○○○』と、その実現に向けた方向性や共通理念等を示すものであり、市政運営における最上位の構想となります。

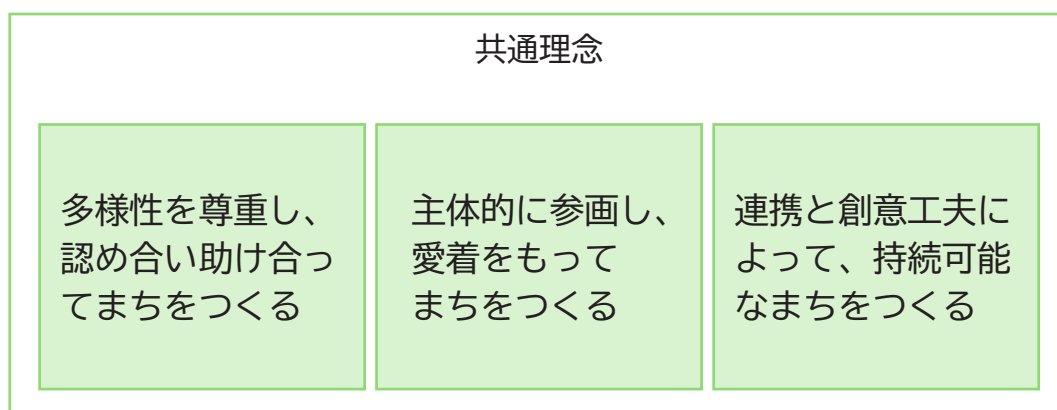
この基本構想に掲げる将来像は、市民と市が共有する未来のビジョンであり、多様な主体による幅広い協働により実現を目指すものとします。

2 期間

基本構想の計画期間は、令和8年度（2026年度）を初年度として、令和17年度（2035年度）を目標年度とする10年間とします。

3 基本構想の構成

この基本構想は、朝霞市が目指す「将来像」、「将来像実現のための基本方向」、基本構想の実現に向けた「政策分野」、そして、将来像実現のための「共通理念」から構成します。



第2章 朝霞市が目指すべき方向性

※第5次総合計画後期基本計画冊子 P190～194 に相当

1 将来像

朝霞市は、武蔵野の緑と水辺に恵まれた、交通利便性の高い東京近郊のベッドタウンとして発展し、およそ14万6千人の人口を有する都市に成長してきました。

これからも、朝霞市の強みである生活利便性や安全性、武蔵野の恵まれた自然環境、朝霞市民まつり「彩夏祭」に代表される文化などを、未来に継承していきます。

さらには、近年希薄化しつつある人と人とのつながりの再生や、協働によるまちづくりの活性化を通じ、誰にとっても魅力的で暮らしやすい朝霞市を目指すものとし、将来像を次のとおりとします。



別紙 将来像検討資料を参照

○○○○ ○○○○○ ○○○

(将来像の説明文)

2 将来像実現のための基本方向

将来像『〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇』を実現するためには、市政運営の大きな方向性を示し、みんなが同じ方向を向いて取り組んでいくことが大切です。

そこで、将来像の実現のための基本方向として、「安全に、安心して暮らせるまち」、「自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち」、「快適に暮らせる、にぎわいのあるまち」の3つを掲げます。

(1) 安全に、安心して暮らせるまち

“安全に、安心して暮らせるまち”として、こどもや高齢者、障害者等、だれもが「災害や犯罪への対策が充実しており、安全に暮らしていける」と実感できるまちを目指します。

また、「子育て支援等の福祉サービスや、市民の健康づくりへの支援等が充実しており、安心して暮らしていける」と思えるまちを目指します。

〈関連する主な政策分野〉

○災害対策・防犯

○福祉・こども・健康

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

○災害や犯罪への対策が充実しており、安全に暮らしていけるまちに向けて

- ・災害発生時に迅速な対応が可能な防災体制の確立
- ・地域における防災・防犯意識の醸成

○子育て支援等の福祉サービスや、市民の健康づくりへの支援等が充実しており、安心して暮らしていけるまちに向けて

- ・誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域共生社会」の実現
- ・こどもの利益を考えた子育て・子育ての支援
- ・健康づくりへの意識向上
- ・市民ニーズを踏まえた保健サービス等による健康長寿なまちづくり
- ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの制度の適正な運営

(2) 自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち

“自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち”として、こどもや高齢者、障害者等、だれもが「充実した教育を受けながら成長し、活躍する場がある」と実感できるまちを目指します。

また、「武蔵野の恵まれた自然環境の中で、人と人とのつながりがあり、住みやすい環境がある」と思えるまちを目指します。

〈関連する主な政策分野〉

○教育・文化

○環境・市民生活・コミュニティ

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

- 充実した教育を受けながら成長し、活躍する場があるまちに向けて
 - ・「指導の個別化、学習の個性化による学び」と「協働による学び」の推進
 - ・質の高い学校教育を支える教育環境の充実
 - ・学校、家庭、地域の連携・協働による地域の教育力の向上
 - ・市民ニーズを踏まえた学習、文化活動などの支援
 - ・市民がスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくり
 - ・次世代に地域の歴史や伝統文化が継承され、愛着や誇りを持てるまちづくり
- 武蔵野の恵まれた自然環境の中で、人と人とのつながりがあり、住みやすい環境があるまちに向けて
 - ・朝霞らしい豊かな緑と水辺を守り育むまちづくり
 - ・環境負荷の低減、低炭素・循環型社会の構築、持続可能な社会の構築
 - ・地域コミュニティ活動の活性化促進
 - ・市民活動団体への情報提供や団体活動活性化への支援

(3) 快適に暮らせる、にぎわいのあるまち

“快適に暮らせる、にぎわいのあるまち”として、こどもや高齢者、障害者等、だれもが「道路や公園等のインフラが整備され、便利さと快適さがある」と実感できるまちを目指します。

また、「地域の特性を生かした産業の活力があり、にぎわいがある」と思えるまちを目指します。

〈関連する主な政策分野〉

○都市基盤・産業振興

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

- 都市基盤が整備され、便利さと快適さがあるまちに向けて
 - ・居住機能と都市機能を併せ持った持続可能なまちづくり
 - ・こどもから高齢者まで誰もが安全で快適に利用できる道路づくり
 - ・多くの市民が快適に利用できる公共交通網の実現
 - ・市民と協働で進める公共空間の緑化推進
 - ・人の暮らしと自然環境の美しさが融合した、朝霞らしい景観形成
 - ・高齢者をはじめ、誰もが安全・安心に長く住み続けられる住宅環境づくり
 - ・災害に強く、持続可能な上下水道機能の確保
- 地域の特性を生かした産業活力など、にぎわいがあるまちに向けて
 - ・商店街のにぎわいを維持・創出するための支援
 - ・市内事業者の経営の安定化支援
 - ・起業・創業を希望する方々の支援
 - ・多様な働き方を実現するための支援

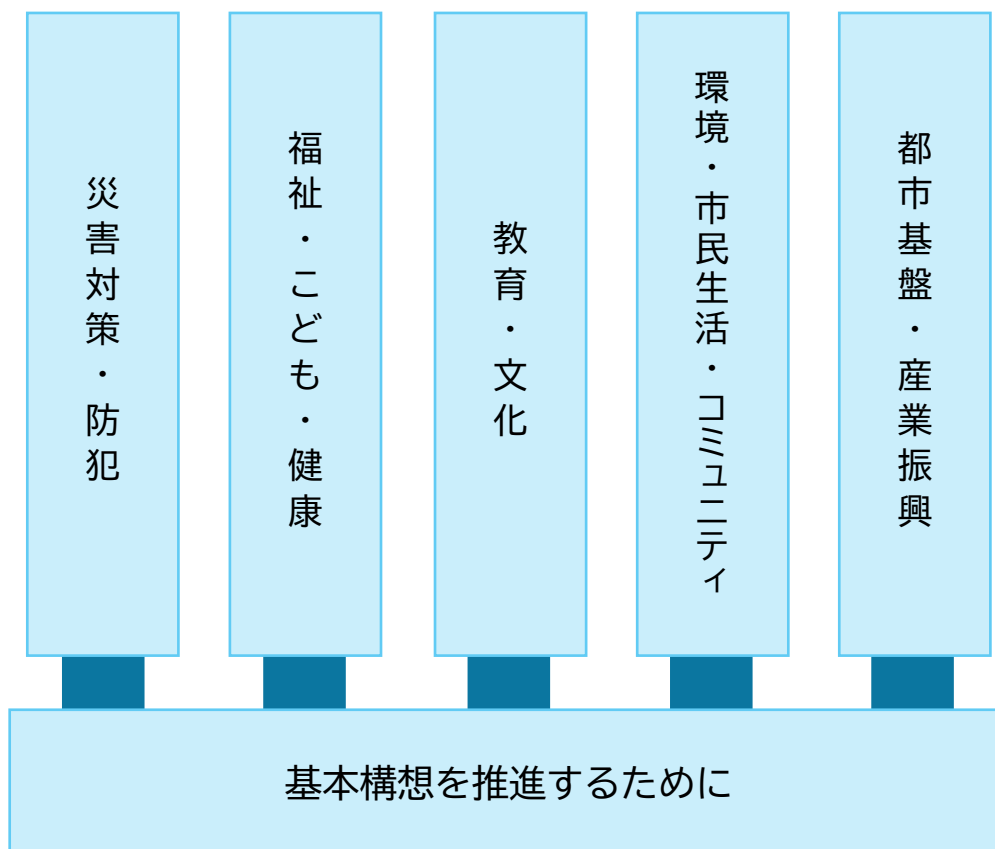
第3章 政策分野

※第5次総合計画後期基本計画冊子 P197 に相当

基本構想に掲げる将来像や将来像実現のための基本方向を踏まえ、政策分野を次のとおりとします。

なお、社会経済情勢の著しい変化に柔軟に対応していくため、ここでは政策分野のみを示し、具体的な施策や取組については基本計画に位置付けます。

<基本構想の実現に向けた政策分野>



第4章 共通理念

※第5次総合計画後期基本計画冊子 P195, 196 に相当

全ての政策分野における取組姿勢を、将来像実現のための「共通理念」として次のとおり掲げます。

この共通理念は、行政のみならず、市民、市民活動団体、さらには事業者や学術研究機関など多様な主体が共通して理解し、常に心掛けてほしい姿勢となります。

(1) 多様性を尊重し、認めあい助けあってまちをつくる

朝霞市には様々な人々が暮らしており、個性や価値観、社会的な状況なども多様です。また、人々と同様に、朝霞市の各地域にも、それぞれの個性があります。

これからのまちづくりでは、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）や多様性（ダイバーシティ）を尊重し、人の個性や地域特性の多様性を尊重し、認めあい助けあいながら、未来の朝霞をつくっていきます。

(2) 主体的に参画し、愛着をもってまちをつくる

地域における課題解決に向けては、行政だけではなく、市民等それぞれが自分ごととして捉え、様々な視点から主体的に活動することが大切になります。

これからのまちづくりでは、市民にとって市政への参画が身近であるまちを目指すとともに、参画と協働を通じてまちへの愛着を育みながら、未来の朝霞をつくっていきます。

（３）連携と創意工夫によって、持続可能なまちをつくる

複雑化・多様化した課題の解決には、広域的な視点や、市民など行政以外のまちづくり主体の視点を取り入れることが欠かせません。

これからのまちづくりでは、他の自治体や市民等のまちづくり活動の主体と連携し、デジタル技術の活用など絶え間なく創意工夫を重ね、市民生活を安定的に支えられる行財政基盤を構築しながら、未来の朝霞をつくっていきます。

将来像検討資料

1. 将来像（案）3案

基本構想における将来像は、市民と市が共有する未来のビジョンであり、その実現に向けた幅広い協働を促すために掲げられるものです。

これまで、市民意識調査、市民ワークショップをはじめ、市民参画を通じて、様々な声を聞き、市の強み・弱みから導き出したキーワードや第5次総合計画の総括から想定される課題から、将来像を構成する要素を整理してきました。

さらに、審議会委員の意見等を踏まえ、将来像（案）を次のとおり提示します。

（1）だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞

（2）私たちが育む 心地よく暮らせるまち 朝霞

（3）だれもが心地よく暮らし 誇れるまち 朝霞

【第8回審議会委員意見】

朝霞市の地域特性を踏まえると、「心地よさ」、「誇れる」、「だれもが」の3点が必要と考えるので、「だれもが心地よく暮らし 誇れるまち 朝霞」と表現してはどうか。

（参考）私が 暮らしつづけたいまち 朝霞（第5次総合計画）

2. 将来像（案）の説明

（１）だれもが誇れる 暮らしつつけたいまち 朝霞

【説明】

朝霞市は、都心に近く、交通の利便性に優れると同時に、豊かな自然と景観があり、都会的な生活と穏やかな日常を両立することができるまちである。

第5次総合計画の将来像としても掲げた『暮らしつつけたいまち』をさらに洗練し、市民の愛着や誇りに思う気持ちが育ち、魅力的で住みやすいまちとしていく。

だれもが	：“私”以外の多様な主体が“だれもが”には含まれる
誇る	：魅力の創造・活用等を背景として知る、好きになる、誇る
暮らしつつけたい	：朝霞というまちを愛し、「朝霞で暮らしつつけたい」、「朝霞で暮らしてみたい」と思えるような、魅力的で住みやすいまちが想起される
まち	：ソフト・ハードを含めた朝霞市全体、各地域を想起
朝霞	：やや硬質なイメージだが、固有名称として朝霞の独自性が伝わる

（２）私たちが育む 心地よく暮らせるまち 朝霞

【説明】

武蔵野の自然が残され、快適な都市基盤も整備された環境の中で、市民一人一人が思い描く「心地よい暮らし」を追求できるまちを、市民・行政等多様なつながりの中で守り、育てていく。

私たち	：市民と市が創る、という主体性が明確
育む	：あるものを生かすほか、新しいものを取り入れ育てていく
心地よく暮らす	：生活環境、自然環境、都市環境のほか、人と人との関係性も想起される
まち	：ソフト・ハードを含めた朝霞市全体、各地域を想起
朝霞	：やや硬質なイメージだが、固有名称として朝霞の独自性が伝わる

(3) だれもが心地よく暮らし 誇れるまち 朝霞

【説明】

武蔵野の自然が残され、快適な都市基盤も整備された環境の中で、市民一人一人が思い描く「心地よい暮らし」を追求できるまちを、市民・行政等多様なつながりの中で守り、育てていく。

第8回審議会で頂いた、「心地よさ」、「誇れる」、「だれもが」の3点を入れたいとの意見を踏まえた案。

だれもが	：“私”以外の多様な主体が“だれもが”には含まれる
誇る	：魅力の創造・活用等を背景として知る、好きになる、誇る
心地よく暮らす	：生活環境、自然環境、都市環境のほか、人と人との関係性も想起される
まち	：ソフト・ハードを含めた朝霞市全体、各地域を想起
朝霞	：やや硬質なイメージだが、固有名称として朝霞の独自性が伝わる

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
第1章 災害対策・防犯	1 災害対策・防犯	(1)災害対策の推進	○近年、激甚な災害が各地で頻発している状況から、災害発生時における迅速な対応や、災害に強いまちづくりが求められています。 ○災害の発生に備えるため、朝霞市地域防災計画に基づき、災害種別や地域特性を考慮した活動体制を確立していくとともに、防災関係機関との協力・連携体制の強化を引き続き推進していく必要があります。 ○地震、火災、水害など様々な災害による被害を最小限に抑えられるよう、インフラ整備を着実に進める必要があります。	① 総合的な防災体制の強化	○市民との協働により、防災に関する課題の把握や情報の共有化を積極的に進めます。 ○朝霞市地域防災計画や災害対策別マニュアルに基づき、災害種別や地域特性に考慮した全市的な活動体制を確立するとともに、消防、自衛隊などの防災関係機関との連携や災害協定締結団体との協力体制の整備に努め、総合的な防災体制の強化を図ります。
				② 防災施設などの整備	○災害時の迅速な応急対策を行うため、防災行政無線などの設備や備蓄食料、資機材などの整備、充実を図ります。
				③ 災害(地震・火災・水害)に強いまちづくり	○重要な都市基盤であるインフラ等について、災害時に被害を最小限に抑えられるよう、必要な補修・改修等を進めます。 ○密集した市街地における防災性の向上、商業業務地における不燃化を促進するとともに、旧耐震建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策への支援を行います。 ○集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策を進めます。上下水道施設の耐震化や老朽化施設の更新を進めるとともに、災害時に飲料水を確保するため応急給水所の資機材の充実を図ります。
				④ 避難場所・避難道路の確保	○避難場所としての活用など、多様な機能を持つオープンスペースの整備を行うとともに、朝霞市無電柱化推進計画の推進や、避難道路や緊急輸送道路となる幹線道路の整備を進めます。
		(2)地域防災力の強化	○地域防災力の向上には、自助・共助が不可欠です。広報紙、防災啓発イベント、おとどけ講座など様々な機会を捉え、市民一人一人の防災意識を高めるとともに、自主防災活動を推進していくことが必要です。	① 防災意識の高揚	○近年頻発している、地震、集中豪雨などの自然災害に対する防災意識を高めるとともに、自助・共助の必要性を普及します。
				② 自主防災活動の支援	○災害時の被害を最小限にするため、自主防災組織の結成促進に努めます。また、自主的に防災訓練等を実施できるよう支援し、自主防災組織の維持、活性化を図ります。 ○災害時に自主防災組織が、避難行動要支援者への適切な支援等の防災活動を効果的に行えるよう、自主防災組織連絡会議を開催し情報共有を図るとともに、自主防災リーダーを育成します。
				③ 地域防災の連携	○災害時に地域において、迅速かつ適切な応急活動が行えるように、自主防災組織を始め、消防団、民生委員児童委員協議会などとの連携体制の醸成に努めます。
		(3)消防体制の充実	○消防救急業務は、平成10年(1998年)10月から本市、志木市、和光市及び新座市で広域化され、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防局で行っており、引き続き消防救急体制を支援していく必要があります。 ○災害時の防災、減災のため、地域防災の要である消防団員を安定的に確保し、消防団員の災害対応能力の向上を図るとともに、計画的に資機材等の整備充実を図っていく必要があります。	① 消防との連携	○消防と連携を図り、高度化する消防救急業務を支援します。
				② 消防団の充実	○消防団による効果的な防災、消防活動を支援するため、消防団員を確保するとともに、消防団員の技術向上に努めます。また、近年、多発している自然災害に対応するため、老朽化している消防団詰所を計画的に整備するとともに、消防車両や資機材の整備、充実に努めます。
		(4)防犯のまちづくりの推進	○市民意識調査をはじめとする各種調査において、安全・安心な暮らしを求める声は非常に多く、市民にとって安全な生活が維持されることは、本市の魅力づくりにとって欠かせない要素となっています。また、高度化・複雑化する犯罪傾向を踏まえ、時代に即した防犯対策ができるよう、防犯推進計画の更新や啓発を更に進めるとともに、地域の防犯環境を整備し、犯罪の起きにくいまちづくりを引き続き推進していく必要があります。	① 防犯活動の充実	○朝霞市防犯推進計画に基づいて、警察署及びその他の関係機関との連携の下、複雑巧妙化する犯罪などの防犯情報を市民に提供し、防犯意識の高揚に努めます。 ○防犯パトロールやスクールガードなどによる地域の自主的な防犯活動の支援に努めます。
				② 防犯環境の整備	○防犯灯や道路照明灯等を適正に設置するほか、危険個所を把握し対応するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。 ○道路や公園等の整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物との配置の関係を考慮し、防犯の視点を計画段階から取り入れた整備を進めます。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
第2章 福祉・こども・健康	1 地域共生社会の推進	(1)地域共生社会の構築	○住民の生活における課題が複雑・複合化してきており、高齢者、障害者、生活困窮者等の対象者ごとの支援体制だけでは、様々なニーズへの対応が困難となっています。人と人のつながりが希薄化する中、お互いが存在を認め合い孤立せずに、その人らしい生活を送ることができるよう、地域の多様な活動への参加など、重層的支援体制を整備し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、地域共生社会の実現を目指します。	① 地域共生社会に向けた支援体制の構築	○全ての人が地域で共に暮らし続けるため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ地域住民の参画と連携を推進し、地域福祉を充実します。 ○属性・世代を問わない包括的な相談を受け止められる重層的支援体制を整備するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
				② 地域包括支援センターの機能強化	○複雑・多様化する地域住民のニーズに対応するため、地域包括支援センターの人員体制の充実を図るなど、機能の強化に努めます。
				③ 地域福祉活動への支援	○地域の身近な相談や支援につなげる民生委員・児童委員の活動を支援するほか、社会福祉協議会や地域福祉活動団体に対し、情報提供及び活動の活性化に向けた支援を行います。
				④ 人と人をつなぐ、地域人材の発掘及び育成支援	○地域福祉を支える担い手の発掘及び育成を支援するため、関係機関や事業所等と連携し、情報の提供や研修の充実に努めるほか、生活支援コーディネーターと協力し、住人同士の支え合いの取組を進める生活支援体制整備事業を推進します。
		(2)共に生きる誰もが互いに尊重し合い、地域でつながる社会の実現	○高齢者及び障害者は年々増えている状況にあるほか、ひきこもりなど様々な課題を抱える人も増加しているため、誰もがお互いに尊重し合い地域で共に生きる社会の実現を目指し、様々な障壁(バリア)のある環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の障壁についても「バリアフリー」を推進します。さらに、身近な人とのつながりづくりを進め、社会参加の機会を推進するなど、誰一人取り残すことのない仕組みづくりが求められています。	① 相互理解の推進	○認知症高齢者の増加に伴う認知症の正しい理解と、障害についての理解を深めるため、普及啓発活動の充実に努めるとともに、様々な機会を通して、認知症や障害の特性に関する情報提供や周知に努めます。
				② 権利擁護と尊厳の確保	○高齢者や障害者が安心して地域で暮らせるように、虐待防止の取組や体制の整備に努めるとともに、成年後見制度や権利擁護に関する制度の活用を推進します。
				③ 社会参加とつながりづくりの支援	○誰もが身近な地域で、文化・スポーツ・健康づくり等の活動による社会参加や地域との交流によるつながりづくりができる機会の確保を目的に情報提供や各種事業を実施します。
		(3)地域における自立生活誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実	○地域には、高齢者、障害者、生活困窮者のほか、ひきこもり、孤立・孤独などからくる様々な課題を抱える人が多く暮らしています。これらの人を含めた全ての人が地域で暮らし続けるため、自分の意思で自立した地域生活の支援、社会参加の支援、就労支援など、福祉施策の充実が求められています。 ○複雑・複合化した課題に適切に支援できるよう、多機関協働支援を円滑にコーディネートできる相談支援体制が求められています。	① 相談支援体制の充実(高齢・障害・困窮他)	○高齢者、障害者、生活困窮者など、対象者や世帯が抱える複雑・複合化した相談を包括的に受け、多機関協働支援を調整・統制し、対象者の自立した生活支援を図ります。
				② 高齢者福祉の充実	○高齢者の自立した生活を支援するため、介護サービスにはない、生活支援を充実するとともに、併せて介護者(ケアラー)の支援に取り組みます。
				③ 障害者福祉の充実	○障害者が住み慣れた地域で、自立した生活を営むことができるよう、必要な障害者福祉サービスを提供するとともに、適性の活用に取り組みます。
				④ 生活困窮者等への支援の充実	○生活困窮者自立支援法及び生活保護法に基づき、生活困窮者等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、必要な制度の活用につなげ、自立に向けた支援に努めます。
				⑤ 自立に向けた生活・就労の支援	○生活困窮者や障害者などの自立に向けた生活や就労を促進するため、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携し、就労の場の確保などの支援に努めます。
		(4)安全・安心な生活ができる環境の推進誰もが安心して生活ができる支援の充実	○核家族化や住民同士のつながりの希薄化を背景に、ひとり暮らしの高齢者や障害者、また、高齢者、障害者のみで構成する世帯も増加していることから、市独自の見守りサービスを充実するとともに、地域で見守る体制づくりを推進する必要があります。また、高齢者や障害者をはじめとする住宅確保要配慮者への住まいと生活の一体的な支援を併せて推進する必要があります。	① 地域での見守り体制の充実	○住民同士が声を掛け合う、つながりづくりを進めるとともに、地域の関係団体や事業所等と連携した見守り体制の確保を、災害時の支援体制の連携と併せて取り組みます。
				② 暮らしやすい住まいへの支援	○地域の関係団体や事業所等と連携し、住宅確保要配慮者への情報提供や住宅改善の助成など、安定した住まい確保に向けた支援を推進します。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
	2 子ども・子ども・若者応援、子育て支援 【目指す姿】 全ての子ども・子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」を構築するため、子どもたち子ども・若者が「このまちで育ってよかった」と思い、保護者が「このまちで育ててよかった」と実感し、子育て・子育てを地域で応援するまちを目指します。	(1) 子ども・子ども ・若者が健康やかに育つための支援	○多様な価値観や個性を尊重する社会を目指す中で、子どもたちが自己を表現し、社会に参加する機会是非常重要的であり、子どもたちの自己肯定感を培うことにもつながります。子ども・若者を保護・教育の対象としてのみ捉えるのではなく、彼らと同じ目線に立ち、一人一人の違いを認め、子ども・若者が人や自然とふれあい、仲間の中で自ら育とうとする力を大切にすることが、今後社会には求められます。子ども・若者一人一人の最善の利益が尊重された施策を推進するために、子ども・若者が自由に意見を表明し、自分に関わることやまちづくりに参加できる機会や居場所・仕組みを創っていく必要があります。	① 子ども・若者の人権の尊重	○全ての子ども・若者がかけがえのない個性ある一人の人間として認められ、自己肯定感を育みながら成長できるような取組を推進します。 ○児童の虐待防止のため、家庭内の要因となる課題の解決に努め、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。
				② 多様な困難を抱える子ども・若者への支援	○子ども・若者が心身ともに健全に成長できるよう、学童期や思春期の悩みや不安に寄り添いつつ、いじめや犯罪から子どもを守る取組や、不登校など様々な困難を抱えている子ども・若者を支援する取組を進めます。 ○近年課題となっているヤングケアラーの支援についても、庁内及び関係機関との連携により解消を目指します。
				③ 子ども・若者の意見表明・社会参画の推進	○あらゆる場面で子ども・若者の意見が尊重され、学びや遊びを通じて自分らしく育つことができるような社会づくりを目指します。
		(2) 子ども・子ども ・若者が夢を思い描くための支援	○子ども・若者が夢を描き、自己成長を遂げる環境の整備が重要な課題となっています。近年の社会変化や生活環境の影響により、特に乳幼児や学童期の子どもたちは、豊かな体験を得る機会が減少しています。遊びや学びを通じて自己肯定感を育むためには、地域内での安全で自由な遊び場や学習の場が必要ですが、十分な居場所の確保が難しくなっています。このような課題に直面している子ども・若者が、安心して過ごせる居場所や多様な体験ができる機会を持ち、自分の夢を思い描くことができる環境づくりが必要です。	① 青少年育成事業の推進と自主的活動の促進	○青少年健全育成に関する市民への啓発、関係団体への助成及び支援、学校、事業所などとの連携により、青少年の地域社会への帰属意識や社会参加意識を高めていくような機会の充実に努めます。
				② 子どもの体験活動の促進	○本市で育つ子ども・若者が、将来にわたる夢を思い描くことができ、次世代を担う人材として「朝霞で育ってよかった」と実感してもらえるよう、子ども・若者の生きる力を育むための事業を推進します。
				③ 子ども・若者の居場所づくりの推進	○子ども・若者がより多くの友達や地域の方と出会い、交流することができるよう、児童館やプレーパークなど、子ども・若者が安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。
		(3)子育て家庭を支えるための環境整備	○子ども・若者が安心して育つための環境づくりが急務となっています。特に、市外からの転入や共働き世帯の増加、核家族化が進む中で、子育てに関する支援が不足している現状が浮き彫りになっています。妊娠前から幼児期・学童期・青年期に至るまでの切れ目のない支援体制の構築が不可欠です。子ども家庭センターなどのワンストップ拠点を設置し、保護者一人一人に寄り添った伴走型の相談支援が重要です。 ○特に新しく転入してきた家庭に必要な情報を確実に届けるための仕組みを整備し、相談機会を増やすことが求められています。	① ライフステージを通じた切れ目のない子育て支援の充実	○子育て家庭が妊娠・出産から子育ての期間を通して、過度に不安や負担を感じることがないよう、手当や医療助成等で経済的負担を軽減するだけでなく、相談支援を充実させるなど、ライフステージに合わせた支援を行い、地域全体で温かく見守り支える環境づくりに取り組みます。 ○母子保健の充実に取り組むとともに、子どもの発育発達支援、未熟児支援、食育の推進などの課題にも取り組みます。
				② 様々な困難を抱える子育て家庭への支援	○障害の有無や家庭環境、経済的要因や言語などの違いにより、子どもが不利益とならず、子どもの持つ力や能力を最大限に伸ばしつつ、豊かで充実した生活が営めるよう、困難を抱える子育て家庭を支援します。
				③ 子育てがしやすいまちづくりへの支援	○子育てに関する情報を必要とする人に、わかりやすい情報提供と相談体制の充実に努めるとともに、子育て中の保護者同士が交流を持ち、子育ての悩みの解決や子育て経験者による助言、手助けを得られやすい環境整備など、地域の子育てネットワークづくりを推進します。
		(4)幼児期等の教育と保育の充実	○共働き世代の増加や家族構成の変化に伴い、低年齢のうちから保育を必要とするニーズが高まっており、これまでも保育所整備等を進めてきましたが、待機児童の解消には至っていません。 ○特に1、2歳の低年齢児においては、保育所の利用が難しい状況が続く中、少子化傾向も見受けられることから、中長期的な施設の活用を意識した確保方策・施設整備を検討していく必要があります。	① 質の高い教育・保育の充実	○保育士や幼稚園教諭の資質向上を目指し、研修の機会を増やすとともに、安定した雇用により人材の確保を図るため処遇の改善などに努めます。
				② ライフスタイルに応じた子育て支援の充実	○多様な子育て支援策として、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業、病児保育事業などの充実に努めます。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
	3 保健(保険)・医療 【目指す姿】 くらしの中から健康づくりへの関心が高まり、意識向上が図られ、多くの市民に健康づくり活動の輪が広がるとともに、市民ニーズに対応した保健サービス、健康増進事業、健康危機管理体制などが展開され、健康長寿なまちを目指します。 また、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者が安心して医療サービスや介護サービスを受けられ健康な生活を送ることができるとともに、適切な年金の届け出を行い年金受給による安定的な生活を送れるまちを目指します。	(1)健康づくりの支援	○生活習慣や社会環境が大きく変化し、様々な要因が私たちの心や身体に及ぼす影響により、健康への不安も増加してきています。このような中、健康長寿社会を目指すためには、市民の健康への意識向上を図り、市民一人一人が、主体的に健康づくりに取り組める活動の輪が広がることへの支援が求められています。 ○ライフステージごとに健康の保持増進のための健診や相談などの支援体制を展開し、市民がより健康な生活を送れるよう、保健サービス体制を進めていく必要があります。	① 健康づくり活動の促進	○全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な朝霞の実現のために、健康で自立して暮らすことのできる期間である健康寿命の延伸に市民・地域・事業者と協力して取り組みます。
				② 保健事業の充実	○各種健(検)診や健康教育、健康相談などの充実を図り、生活習慣病などの予防に取り組みます。 ○国民健康保険被保険者の健康の保持・増進のため、特定健康診査の受診勧奨や重症化予防対策事業等の保健事業の推進を図ります。
				③ 歯科保健の充実	○歯・口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしています。生涯にわたる歯・口腔の健康を実現するために、各ライフステージに対応した歯科保健事業に取り組みます。
				④ 精神保健の充実	○複雑な社会においては、精神保健の充実が求められています。健康相談や健康教育などを通し、心の健康づくりの推進に取り組みます。 ○自殺予防対策の充実に向けて、関係機関との連携に取り組みます。
				⑤ 健康増進センターの活用	○温水プール、リフレッシュルーム、トレーニングルームなどの施設の活用と、各種運動教室の事業展開を図ることで、こどもから高齢者までの市民の健康づくりに努め、安全・安心な施設運営と適切な維持管理を行います。
		(2)健康危機管理・地域医療の充実	○健康危機が発生した際、市民の健康を守るために関係機関と連携し、その拡大を可能な限り抑制するとともに、予防接種など感染症の発生予防や蔓延防止に努めることが求められています。 ○安心して適切な医療を受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と連携を図り、市民に対して、医療に関する情報を提供し、地域医療体制の維持、充実に努めていく必要があります。 ※健康危機管理：厚生労働省健康危機管理基本指針において「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するもの」と定義されており、熱中症対策なども含まれている。	① 健康危機管理の充実	○新型コロナウイルスなどの感染症や熱中症などについて、市民に対して情報提供を行い、関係機関と連携し、発生予防及び感染拡大防止に取り組みます。 ○災害時の対策として救護所や災害時医療救護マネジメントセンターの設置・運営に取り組みます。
				② 予防接種の充実	○感染症の発生・予防及び拡大防止を図るため、各種予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、接種率の向上に努めます。 ○市民に対し予防接種の有効性などについての正しい情報を周知します。
				③ 地域医療体制の充実	○市民が適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関と連携しながら、在宅医の当番制度や病院の輪番体制、小児の救急体制を確保し、救急医療体制の充実及び休日・夜間診療の充実に努めます。
		(3)保険事業等の適正な運営	○【国民健康保険制度】被保険者数の減少や医療費の増加、年齢構成が高い状態が続いており、制度を取り巻く環境が厳しい状況にある中、一人当たり医療費も増加傾向にあることから、被保険者が安心して医療を受けることができるように制度運営の安定化が求められています。 ○【後期高齢者医療制度】高齢化の進展による被保険者数の増加に伴い、医療費が増加傾向にあることから、埼玉県後期高齢者医療広域連合が安定した制度運営を実施できるよう、医療費の適正化に関する周知等の支援が必要です。 ○【国民年金制度】少子高齢化が進む中で、老後の生活の安定や、万一障害を負ったときにも安心して暮らすことができるよう、適切な加入と負担が求められることから、広報や年金相談等を通じて、制度を正しく理解してもらい適正な届け出等を行っていただく必要があります。 ○【介護保険制度】令和3年度から令和5年度までの第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間での整備を目指していた「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については開設することができましたが、「看護小規模多機能型居宅介護」については開設することができていませんので、引き続き、地域密着型サービス事業所の適切な整備を推進していく必要があります。	① 国民健康保険制度の円滑な運営	○国民健康保険の加入脱退などの資格管理や保険税の賦課、保険給付を行います。
				② 後期高齢者医療制度の運営支援	○後期高齢者医療制度の理解を促進するとともに、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、また、埼玉県後期高齢者医療広域連合が安定した保険財政の運営が図られるよう支援をします。
				③ 国民年金制度の推進	○国民年金制度を市民に正しく理解していただき、適正な年金受給につなげられるように、日本年金機構と連携を図り、情報提供や相談体制の充実を図ります。
				④ 介護保険制度の適切な運営	○住み慣れた地域の中で、適切な介護サービスの維持・確保のために、サービス基盤及び人的基盤の整備を進めます。 ○介護事業者に対する支援を推進するとともに、介護人材の確保や業務効率化に向けた取組の強化を図ります。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
第3章 教育・文化	1 学校教育	(1)持続可能な社会の創り手の育成	○児童生徒一人一人の豊かな心と健やかな体の育成を目指し、発達段階に応じた支援や教育活動を行っています。一方で、不登校児童生徒の背景や家庭の考え方が多様化してきており、個々の状況に応じた誰一人取り残されない教育を進めていく必要があります。	① 豊かな心を育む教育の推進	○体験活動を取り入れた教育を充実させるとともに、道徳教育と読書活動の充実を図り、自己肯定感の向上を図ります。 ○規律ある態度のほか、協働性を育成し、豊かな心を育みます。
				② いじめ・不登校対策の推進	○各学校の現状に応じて、いじめ防止基本方針の策定と見直しを図っていきます。 ○組織的かつ迅速で、きめ細やかな相談体制の構築に努めます。
				③ こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の充実	○学校教育全体を通して、人権感覚を養う取組を行っています。併せて、庁内の関係課と連携した人権教育を推進していきます。
				④ 体力の向上と学校体育活動の推進	○各小・中学校における新体力テストの結果に基づき、体力向上につながる取組を各校で実施していきます。 ○体力向上推進委員会を核とした体育授業研究会を実施し、体育・保健体育科における指導力の向上に努めていきます。
				⑤ 健康の保持・増進	○健康診断を実施して児童・生徒・教職員の健康の保持・増進を図ります。
		(2)確かな学力と自立する力の育成	○児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けることができるよう、「令和の日本型学校教育」の方針に基づいた授業改善を推進しています。今後も、多様な学びの保障や、特別な支援を必要とする子どもたちをサポートする各種支援員の人的配置が求められています。	① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実	○専門的な知識をもった外部講師を招聘し、教員研修を充実させるとともに、多様な教育の場につなげ、誰一人取り残されない教育を推進していきます。 ○学習者を主体とした学びにより、確かな学力の定着に努めます。
				② キャリア教育と職業教育の推進	○小学生は、多様な職業に触れる機会を設定していきます。中学生は、社会体験チャレンジの内容等を充実させていきます。併せて、キャリアパスポートの活用を促進していきます。
				③ 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進	○各校の実態に応じた伝統文化や国際理解に関する、総合的な学習の時間における年間指導計画を充実していきます。
				④ 教育DXの推進	○校務支援システムにより校務の整理を進め、教職員による業務の効率化を図ります。 ○オンラインAIドリルや児童生徒のデータを活用し、学習・生徒指導を充実していきます。
				⑤ 特別支援教育の推進	○教職員を対象とした、特別支援教育の研修を充実していきます。 ○児童生徒一人一人の障害特性に応じた教育を推進していきます。
		(3)多様なニーズに対応した教育の推進	○子どもたちを取り巻く環境を鑑みて、学びの保障を支援していくことが求められています。 ○不登校児童生徒が社会的に自立できるよう、進路指導を充実させていくことが求められています。	① 共生社会を目指した支援・指導の充実	○各種支援員による、個に応じた指導・支援を充実させていきます。 ○共生社会を目指した多様な学びの場を設定するとともに、インクルーシブ教育を推進していきます。
				② 学校に行きづらい児童生徒への支援の推進	○近年、様々な背景をもつ子どもたちが増加傾向にあることから、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、その居場所づくりを進めていきます。 ○個に寄り添った相談体制が充実するよう努めます。
				③ 一人一人の状況に応じた支援	○子どもたちを取り巻く様々な環境を鑑みた支援(就学援助、入学金貸付、日本語指導・医療的ケア・ギフテッド・ヤングケアラーへの対応等)を行っています。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
		(4)質の高い学校教育を推進するための環境の充実	○変化の激しい社会を生きる力をこどもたちに養うため、教職員の資質向上に努めるとともに、働き方改革を推進しています。 ○一方で、信頼され、地域とともにある学校となるために、教職員事故の根絶が求められています。また、学校施設の改修等の計画的な実施とともに、教材や図書、通信ネットワーク等の整備を図る必要があります。	① 教職員の資質・能力の向上	○県教育委員会と連携して、代替を含む教職員の適正配置に努めるとともに、タブレットを活用し、個別最適な学び、協働的な学びを実現できるよう教職員を指導・支援していきます。
				② 学校の組織・運営の改善	○教職員の時間外在校等時間の削減により、学校における働き方改革を進めます。
				③ こどもたちの安全・安心の確保	○交通指導員を配置し、立哨指導することで児童・生徒が安全に登下校できるよう努めます。 ○様々な災害を想定し、自分の命は自分で守る術を学ぶ避難訓練を実施していきます。
				④ 小中一貫教育の推進	○9か年を見通した教育課程の作成を進めていきます。さらに、幼・保・小・中の連携を強化し、丁寧に接続していくことで、切れ目のない支援を行っていきます。
				⑤ 適切な教育環境の設定	○こどもたちが安全・安心に学習ができるよう、教材や図書、通信ネットワーク等の整備を図ります。
				⑥ 安全・安心で持続可能な学校給食の提供	○学校給食センターの正規調理員が減少していく中、学校給食センターの適切な運営を検討します。 ○保護者等から徴収する学校給食費を適正に運用し、安全・安心な給食の維持に努めます。 ○老朽化していく学校給食センターの施設・設備及び自校給食室の整備の適切な維持管理・更新を行うとともに、大規模な学校施設の改修・改築に合わせ、自校給食室を推進します。
		(5)教育学校施設の適切な維持・管理	○安心・安全かつ快適な教育環境を目指し、施設及び設備を適切に維持管理するとともに、老朽化した学校施設の改築や改修、加えて設備の修繕等を計画的に実施する必要があります。 ○過大規模校・不登校対策・プール指導のあり方などの教育課題に対して、施設面での対応策を検討していく必要があります。	① 学校施設・設備の適切な維持管理	○標準耐用年数を超えた設備については、改修を計画的に実施します。 ○設備機器等の保守点検や法定検査を実施します。 ○維持管理上必要な清掃業務や保安管理を行います。 ○学校運営に必要な光熱水費や土地借上げを行います。
				② 長寿命化を見据えた学校施設の改修等の実施	○学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に改修等を実施します。 ○改修等の実施に当たり、バリアフリー化など改修方法について検討します。
				③ 目標使用年数を迎える学校施設の改築の検討・実施	○学校施設長寿命化計画に基づき、目標使用年数を迎える学校施設について、改築時期、改築対象校舎、改築規模、目指す教育の実現に必要な施設形態などについて検討します。
				④ 教育課題に対する施設面での解決策の検討	○過大規模校、不登校対策、プール指導のあり方などの教育課題に対する施設面での解決策を検討します。
		(6)学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○令和6年度に各小・中学校において学校運営協議会の設置が完了したことにより、今後、地域、保護者、学校の協働による学校づくりを進めていく必要があります。また、各校において様々な専門的分野の知識や技能を有する市民と協議のうえ、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭教育学級に対しても引き続き支援していく必要があります。 ○部活動の地域移行については、国のガイドラインを基に、他市の取組を参考としながら関係課と連携を図りつつ体制を構築していくことが求められています。	① 地域と一体となったコミュニティ・スクールの推進	○地域の人々と目標やビジョンを共有し、「地域とともにある学校」を構築するとともに、学校を核とした協働の取組を通じ、地域の将来を担う人材を育成します。
				② 生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備	○中学校の部活動を地域クラブ活動に移行していくため、関係機関や市内の各課と連携し、体制を整備します。
				③ 貴重な地域人材の教育活動への積極的参画	○経験豊富な地域人材を確保し、積極的に学校教育に携わる取組を通して、魅力ある学校づくりを推進します。
				④ 学校・家庭・地域の教育力向上のための支援	○家庭や地域の教育力の向上を図るため、子育てに関する団体やPTA等の関係団体、地域住民の活動を支援します。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
	2 生涯学習 【目指す姿】 市民のニーズに応えた学習、文化活動など、情報の提供や活動を通して「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、その成果を生かすことができるまちを目指します。	(1)生涯にわたる学びの推進	○デジタル化が進展する社会において、デジタルの活用とリアル活動を組み合わせた効果的な生涯学習が展開されるよう、多様な学び・学び合いの機会を充実する必要があります。 ○平日の放課後や長期休業期間中に子どもが安心して様々な学びに取り組めるよう、学校の余裕教室等を活用した居場所づくりの充実を図る必要があります。 ○子どもたちが将来にわたって、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携したスポーツ・文化クラブ活動に向けた支援が必要です。	① 生涯学習推進体制の充実	○各種計画や事業の進捗管理を行い、本市における総合的な生涯学習体制の整備充実を図ります。 ○市民の生涯学習活動への積極的な参加を促し、地域における学びのネットワークづくりを支援します。
				② 学習情報の提供と学習機会の充実	○市民の学習ニーズに応えた学習や情報の提供を行うとともに、活動の場の充実を図り、「いつでも」「どこでも」「誰でも」学べる生涯学習環境の整備を進めます。
				③豊かな地域文化活動に向けた団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用	○市民や学習団体の主体的な学習活動を尊重、支援するとともに、学習の中心となるリーダーの人材育成と活用を進め、家庭・学校・地域、様々な団体との連携による取組を推進します。 ○公民館や図書館などにおける主催事業においても市民が主体となる学習プログラムづくりを進めていきます。
				④ 放課後のこどもの居場所づくり	○平日や長期休業期間中の子どもたちの学びや居場所づくりのため、学校の余裕教室等を活用し、放課後子ども教室の充実を図ります。
		(2)学びを支える環境の充実	○通信機器の普及・デジタル化をはじめ、情報ツールや学習方法等が多様化している中、市民ニーズの把握に努め、より効果的な事業の実施や適切な資料の収集・提供を行うなど、学習活動の推進と利用者の満足度の向上に努める必要があります。 ○生涯学習活動拠点として、適切な老朽化対策や社会状況に応じた環境整備を行い、利用者が安全・安心・快適な環境の中で学習できるよう効果的な施設運営を行っていく必要があります。	① 学習活動の支援・充実	○市民の学習活動の拠点となる公民館、図書館及び博物館は、市民の学習ニーズに応える役割を担っています。急速に進む情報通信機器の普及によるデジタル化への対応を含め、多様化する学習ニーズを把握し、社会的課題に対応した事業（講座・講演会）を実施します。 ○誰もが気軽に利用でき、生涯学習の拠点となるよう司書や学芸員などの専門職を配置し、職員研修を通じた職員の資質向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。
				② 利用しやすい施設の提供	○市民が行う生涯学習活動に対して、安全・安心な施設提供により、学習機会が保てるよう計画的な改修等を進めるとともに、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。
	3 スポーツ・レクリエーション 【目指す姿】 スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。	(1)スポーツ・レクリエーション活動の推進	○スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしています。 ○市では、市民スポーツ教室や指定管理者による教室などを開催し、市民がスポーツを行うきっかけづくりに取り組んでいるところですが、より積極的な広報や種目・開催方法等の見直しが必要です。 ○子どもたちが将来にわたって、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携したスポーツ・文化クラブ活動に向けた支援が必要です。	① 推進体制の充実	○市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことで、健康でいきいきとした生活を送れるよう、スポーツ関係団体や学校・民間企業などと連携し、スポーツ・レクリエーションの推進を図ります。
				② 活動情報の提供の充実	○広報紙、ホームページのほか、SNSなど多様な伝達手段を活用し、積極的な情報発信に努めます。
				③ スポーツ事業の充実	○多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむきっかけとなるよう、市民やスポーツをする方の声を聴きながら、スポーツ事業の充実を図ります。
				④豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援	○あらゆる世代が地域のスポーツ活動に参加できるように、地域・学校及び関係団体と連携して活動の指導者の育成・支援を図るとともに、団体の活動を充実させるための取組を進めます。
		(2)利用しやすい施設の提供	○安全・快適で利用しやすい施設となるよう、老朽化施設の計画的な長寿命化改修を進めるとともに、定期的な点検による適切な維持管理が必要です。	① 利用しやすい施設の整備	○老朽化したスポーツ施設の計画的な改修を進めるとともに、誰もが安全・快適に利用できるよう、施設のユニバーサルデザイン化を推進します。
				② 利用しやすい施設の運営	○誰でも気軽に利用しやすいスポーツ施設を目指し、利用者の声を反映した運営や予約システムの適切な運用を行うことなどにより、サービスの向上と効率的な管理運営に努めます。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
	4 地域文化 【目指す姿】 市民が芸術文化活動の成果を 発表できる場と機会が確保さ れ、様々な芸術文化にふれあ うことができるとともに、「彩夏 祭」などの地域イベントが市民 の手で継続して開催され、次世 代に地域文化が歴史や伝統と ともに継承され、郷土に対する 愛着や誇りを持てるまちを目指 します。	(1)歴史や伝統の保護・活 用	○地域の歴史や文化財について身近に接する機会が増え、次世代に地 域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や文化財保 護の理解と認識を深めて行く必要があります。 ○学校との連携を密にして、こどもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会 を広げていくとともに、資料のデジタルアーカイブ化を促進しユニバー サルな視点で市民のニーズに対応していく必要があります。	① 文化財の保護・活用・伝 承支援	○重要文化財旧高橋家住宅をはじめ、市内に残されている様々な文化 財を後世に伝えていくため、維持管理や修繕、保存環境の整備などを 行っていきます。
				② 地域資料の専門的調査 研究とその成果の展示・公 開	○市民の学習ニーズに応えるため、地域に残された資料について、学芸 員等が専門的・科学的に研究を行い、その成果を展示や講座で提供し ていきます。 ○調査成果を刊行物やデジタルアーカイブ化し、継続的に研究成果が 多くの媒体で使えるように努めています。
				③ 小・中学校等と連携した 学習活動	○小・中学校等が、来館や調べ学習の場として博物館や埋蔵文化財セン ターを利用するなど、学校教育の中の様々な場面で各施設を利用して もらうことで、より豊かに郷土の歴史、文化を学習できるよう、積極的に学 校教育との連携を図っていきます。
		(2)芸術文化の振興	○市民の芸術活動は、市民のニーズが団体活動に反映され、活発に活 動する団体がある中で、高齢化が進み活動が続かなくなる団体も出て きており、次世代への伝承や後継者の育成を図ることが課題となってい ます。様々な分野の文化活動を発信し、市民が伝統・芸術文化に触れ、体 験する機会の充実を図っていく必要があります。	① 芸術文化の活動の充実 支援	○各芸術文化団体やグループ等と協働し、市民とともに参加できる文化 事業を開催します。 ○芸術文化の継承に必要な次世代の担い手育成に努め、芸術文化事業 を通して、多くの市民が心豊かで暮らしやすいまちを目指します。
				② 発表と鑑賞の機会の充 実支援	○文化祭を通して、参加する市民が異世代交流を図ることで、地域コ ミュニティの活性化にもつながることから、こどもから地域の学生、高齢 者の方、また障害のある方等全ての方が参加できる文化事業を開催し ます。
		(3)地域文化によるまちづく り	○市民が主役の朝霞市民まつり「彩夏祭」は、コミュニティ協議会加盟団 体を中心とした実行委員会が運営する仕組みが確立されています。人 口の流入が多い都心のベットタウンである本市は、ふるさと意識が希 薄になりがちで、独自の文化が育ちにくい土壌です。今後のまちづくりに おいては、ふるさと意識を形成し、市民が地元で愛着と誇りをもてるよ う、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選 手権」などの地域イベントに代表される市民が共有できる地域独自の文 化を、いかに市民の間に根付かせていくかが課題となっています。	① 地域文化の発信	○朝霞市民まつり「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、 「どんぶり王選手権」などの地域文化や郷土芸能などを、朝霞の魅力とし て市内外に知ってもらうためPRに努めます。
				② 地域間・都市間交流の推 進	○市独自の文化を大切にし、より豊かな地域文化を育みます。 ○「彩夏祭」や「農業祭」への交流自治体の参加や交流先の地域イベント の市内開催など、活性化している地域間・都市間の交流をさらに推進 し、まちの活性化を図ります。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
第4章 環境・市民生活・コミュニティ	1 環境 【目指す姿】 本市の魅力である豊かな緑と水辺が守り育まれ、誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指します。 また、環境への負荷が少なく、持続可能な社会が構築されているまちを目指します。	(1)住みよい環境づくりの推進	○安全・安心の生活環境を保全するため、本市における水質、大気などの状況を継続的に捉えるとともに、騒音、振動、悪臭などの公害対策も引き続き取り組んで行く必要があります。 ○本市の魅力である快適で住みよい環境を形成してきた黒目川などの河川や、雑木林、段丘斜面林などの自然環境をこれからも保全する必要があります。 ○ペットの適正飼育や動植物の保護管理、有害鳥獣、害虫などからの被害対応など、多様な生物と市民が共生するための対応が必要となります。	① 自然環境の保全と再生	○本市の魅力である豊かな自然環境を守るため、市民や市民団体と協働しながら、緑化の推進や農地、樹林などの緑地の保全及び水辺の生態系の保全、河川の水質向上に努めます。
				② 生活環境の保全	○きれいな空気、水、土を保全し、住みよいまちにするため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭の防止などに努めます。
				③ 動植物の適切な保護と管理	○ペットの適正な飼育を呼びかけるとともに、飼い犬の登録や狂犬病予防注射の啓発を行います。 ○鳥獣の保護や外来生物の防除、害虫の駆除など動植物と市民が共生していくために、適切な環境の保全を目指します。
		(2)低炭素・循環型社会の推進	○地球温暖化の原因となる温室効果ガスの増加は、気候変動を引き起こし、生態系にも大きな影響を与えています。持続可能な社会を構築するためには、市民・事業者・行政が共通認識の下、相互に連携を深め、環境への負荷の少ない活動を推進するとともに、温室効果ガスの排出抑制に取り組むことが必要となります。	① 環境に配慮した取組の推進	○市の事務事業における環境負荷の低減に取り組むとともに、市民一人一人が身近に実践できる資源の有効活用などに関する情報を提供します。 ○リサイクル商品の普及やリユースの促進、分別の徹底など、3R活動を積極的に進めます。
				② 温室効果ガスの抑制の推進	○温室効果ガスの排出抑制に向け、市有施設におけるエネルギー消費の効率化を図るなど、市が率先して取り組むとともに、家庭や事業所での省エネルギー対策や太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用を促進し、地球環境の保全を推進します。
		(3)環境教育・環境学習の推進	○市全体の環境保全に向けて、市民一人一人の身近な環境への配慮が重要であり、環境保全への理解を進めることが必要となります。	① 環境意識の向上	○市民、事業者が環境に対する理解をさらに深められるよう、情報提供を行うとともに、環境施策に関する報告書の発刊やイベントの開催を通して、環境教育や学習の機会を提供します。 ○生物多様性の重要性に関する情報を発信するなど、理解と普及啓発に努めます。
				② 環境美化の推進	○きれいなまちづくり運動、路上喫煙防止、ポイ捨てや不法投棄の防止など、モラルの向上に関する取組を進めながら、市民、事業者の自主的な環境美化活動を支援します。 ○市民団体や関係機関と連携し、不法投棄などの対策の充実に努めます。
	2 ごみ処理 【目指す姿】 市民、事業者、行政の三者の協働により、ごみの排出量の抑制と、ごみの再資源化への理解が進み、さらに推進された「低炭素・循環型社会」が構築されているまちを目指します。	(1)ごみの減量・リサイクルの推進	○ごみの減量化及び再資源化をさらに推進するため、市民・事業者・行政の3者が連携して、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に取り組む必要があります。	① 排出抑制の推進	○循環型社会の構築に向けて、市民、事業者、行政の連携・協働によりごみ排出量の削減に努めます。
		(2)ごみ処理体制の充実	○朝霞和光資源循環組合による令和12年度のごみ広域処理施設移働に向けて、和光市、組合と協議を継続する必要があります。合わせて、既存施設の延命化を実施する必要があります。	② 資源化の推進	○資源物のリサイクルを促進するため、分別収集の徹底を図り、集団資源回収を推進することにより、資源物回収の促進に努めます。
				① 収集・運搬の充実	○市民の快適で衛生的な生活を確保するため、ごみ排出状況に対応した効率的な収集・運搬体制を構築し、適正なごみ処理を行うとともに、朝霞地区一部事務組合で実施している、し尿処理事業が円滑に進むよう支援します。
				② 計画的な施設整備の推進	○広域化による新たなごみ処理施設の建設に向けて、計画的な施設整備を推進します。 ○既存施設は定例整備工事と延命工事を実施して、処理能力の維持に努めます。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
	3 市民生活	(1)消費者の自立支援の充実	○複雑化する消費者トラブルに対し、被害の未然防止のため一般的なトラブル事例や最近多発している被害事例などの情報発信に努める必要があります。 ○それらの相談に対応するため国民生活センターなどが主催する研修会に参加することで、消費生活相談の充実を図る必要があります。	① 消費生活相談の充実	○複雑・多様化しながら増加し続ける消費者トラブルから消費者を守るため、消費生活相談員のスキルアップを図るとともに、関係機関との連携強化や広報等による啓発に努めます。
		(2)安心できる葬祭の場の提供	○近年、葬儀形態の多様化により、斎場の利用率が低下傾向にあることから、市民ニーズの把握に努め、様々な葬儀等の形態に対応した施設を目指して、安心して利用できる施設運営を行っていく必要があります。 ○墓地や埋葬に関する考え方も多様化しているため、市内の墓地の需給状況を注視していく必要があります。 ○将来的な高齢化の更なる進展や、それに伴う死亡者数の増加等により、現在利用できている近隣火葬場で、利用の制約を受ける恐れがあります。	① 斎場の適正な管理運営	○家族葬など葬儀形態の多様化に対応するため、小規模葬儀への早期の対応や高齢者の利便性の向上を図り、今後も安心して利用できるように、計画的、継続的に施設の改善を行います。
				② 墓地の設置状況の把握	○墓地、葬儀及び埋葬に関する考え方が多様化している状況にあるため、市内の墓地の設置、需要状況について、今後も把握に努めます。
				③ 火葬場設置検討の推進	○安定的に葬祭を行える場を整えるため、近隣4市による共用火葬場の設置について、検討を進めます。
	4 コミュニティ	(1)コミュニティ活動の推進	○地域コミュニティの核である自治会・町内会は、地域コミュニティの希薄化、市民の価値観の多様化、自治会・町内会が抱える課題などの様々な要因により加入率が低下しています。近年、風水害により大きな被害が多発している中、自治会・町内会の役割が防災や防犯など様々な面で再認識されているほか、地域で活動する団体や関係機関との連携など、地域コミュニティのあり方を検討する上で、より広い視点で捉える必要があります。	① コミュニティづくりの促進	○市民が相互に連携し主体的にまちづくりに参加するように意識高揚を図り、自治会・町内会及びコミュニティ関係団体への助成を行います。
				② コミュニティ活動の活性化	○自治会・町内会や自治会連合会の運営支援や不動産業界等の関係団体との連携を通じて、自治会・町内会への加入促進や住民相互の連携機会の創出を促進します。 ○朝霞市民まつり「彩夏祭」を通し、本市のシンボリックイベントとしてふるさと意識の醸成を行います。
		(2)活動施設の充実	○地域の活動拠点となる市民センター、コミュニティセンター、市民会館が、今後も利用しやすい施設として活用されるよう、老朽化する施設を適切に維持管理することが課題です。	① 利用しやすい施設の整備・運営	○利用者などのニーズを把握し利便性の向上を図るほか、適切に施設の維持管理及び改修を行います。
	5 市民活動	(1)市民活動への支援	○地域の課題解決に向けて、様々な分野の市民活動が広がるよう、より多くの市民に市民活動へ参加する機会を提供するほか、活動の周知・啓発を行っていく必要があります。 ○市民活動団体が継続した活動を行っていくため、活動を支える人材の発掘や育成のための支援を行っていく必要があります。	① 市民活動の育成支援	○市民活動団体などが自ら公共的サービスを担えるよう、自主性や自立性を促しながら自発的な活動を支援します。活動が継続されるよう、団体が抱える問題・課題の把握を行い、団体相互の連携・交流が図られる支援を行っていきます。
				② 市民活動への参加促進	○様々な市民活動やボランティアに関する情報を収集し提供するとともに、市民活動団体の活動を紹介するなど情報発信を行います。
		(2)市民活動環境の充実	○市民活動の拠点施設として、市民や市民活動団体が利用しやすいように、市民活動支援ステーション・シニア活動センターの維持管理や設備の充実が必要です。	① 市民活動拠点の充実	○市民活動支援ステーション・シニア活動センターでは、市民活動団体の運営や活動などに役立つ機器や備品を整備するとともに、利用しやすい施設の維持管理をすることで、市民活動の一層の活性化を図ります。

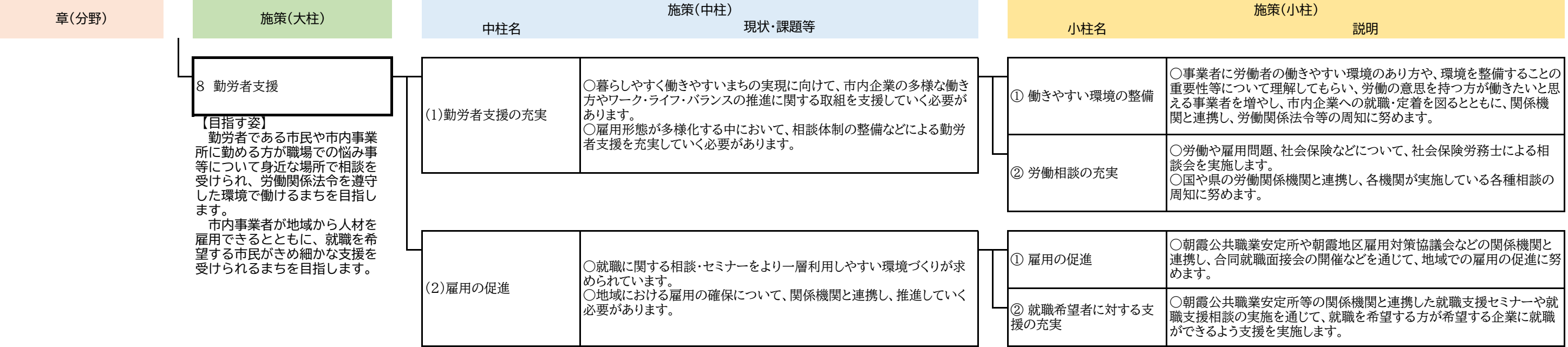
章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
第5章 都市基盤・産業振興	1 土地利用 【目指す姿】 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えのもと、公共交通機関交通の利便性の高い地域を中心に医療、商業等の生活利便施設がまとまった、居住と都市機能が適切に立地し、公共交通と連携した将来にわたって持続可能なまちづくりを推進することを目指します。また、まちの限られた土地資源を有効に活用し、防災、健康、自然環境などに配慮した、バランスのとれた住環境の形成により、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を行えるまちを目指します。	(1)コンパクトで利便性の高いまちづくり	○本市は、鉄道、幹線道路を軸に都心への交通利便性が高く、国道254号バイパスの整備推進など、広域交通ネットワークの形成が進展しています。朝霞市立地適正化計画に基づき、駅周辺など拠点となる地区の周辺に都市機能の集積を図るほか、主要な幹線道路沿道において周辺環境と調和した土地利用の促進を図ることが必要です。 ○市街化区域の適切な土地利用を図るために、都市計画等のまちづくりに関する制度を適正に運用します。また、都市基盤の整備に関する各種計画を的確に定め、着実に実行していくとともに、市街化調整区域については、無秩序な市街化の抑制を図り、自然環境や周辺地域との調和を図る必要があります。 ○旧暫定逆線引き地区の地区計画による地区施設の整備を進め、安全・安心なまちづくりを推進し、良好な住環境の地区の形成を進めることが必要です。 ○土地区画整理事業は効果的な整備手法の一つであるため、住民の合意形成が得られれば支援を検討していきます。	① 適正な土地利用	○低層・中高層住宅地や幹線道路沿道地区など、地域に応じて良好な住環境を維持します。また、旧暫定逆線引き地区については、地区計画の運用により都市農地の保全や良好な住環境の形成を促進するとともに、区画道路整備計画に基づき、地区の状況などを踏まえて道路整備を順次進めていきます。 ○市街化調整区域については、無秩序な市街化の抑制を図るとともに市街地と自然環境との調和を図りながら適切な土地利用を図ります。
				② きめ細かな交通ネットワークの形成	○道路整備計画に基づき都市計画道路や補助幹線道路の歩車道の分離や拡幅予定路線の整備を行い、歩行者の安全に配慮したネットワークの形成に努めます。 ○深刻な運転手不足など、交通事業者を取り巻く環境が厳しい中、既存路線の維持確保に取り組むとともに、地域と協働で新たな公共交通の導入について検討を進めていきます。
				③ にぎわい・活力のある拠点の形成	○駅周辺では、魅力ある店舗の誘致や地区計画等による壁面後退区域の有効活用などにより商店街の活性化を図ることで、まちの回遊性の創出を促進します。 ○安心して買い物、日常生活や地域の活動ができる空間形成のため、都市機能を集積し地域住民の利便性向上を目指します。 ○国道254号バイパス周辺については、地域の活性化に資する土地利用の促進を図ります。
		(2)特性に応じた市街地まちづくり	○住みたい、住み続けたいと感じるまちにしていけるため、今まで以上に周辺住宅地との調和などを促進し、住環境の保持・向上に向け、区画整理事業を検討するほか、地区計画や建築協定などの地域住民や民間が主体で取り組むまちづくりが必要です。 ○市外で買物をする市民が多く、駅周辺等で商店が減少していることから、地域の活力を支える「にぎわいのあるまちづくり」のため、官民連携、民間活力の活用を含め、有効な施策について多方面からの検討が必要です。 ○市街化調整区域では無秩序な市街化の抑制を図るとともに、必要な都市機能を補完するほか、既存の公共機能の維持や計画的な活用にも努めます。	① 土地区画整理事業による良好な環境形成	○道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指し、引き続き土地区画整理事業を推進します。 ○土地区画整理事業の実施により、道路や公園などの都市基盤の整備が行われた地区については、当該都市基盤を適正に維持管理し、良好な住環境の維持に努めます。
				② 地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進	○良好な住環境を形成するため、住民が主体的にまちづくりのルールを決めることができる地区計画や建築協定などの制度の周知・啓発に努めます。 ○民間と連携した商業地のにぎわい創出や良好な市街地の形成に努めます。
				③ 計画的利用を促進すべき地区	○朝霞市立地適正化計画に都市機能補完ゾーンとして位置付けた基地跡地地区地区計画エリア、北朝霞駅周辺の医療と福祉の拠点エリア、国道254号バイパス沿道エリアにおいては、市街化調整区域でありながら都市機能が集積している、または集積が見込まれる重要な地区であることから、公共的な機能の維持または計画的な誘導を図ります。
		(3)公共空間の利活用	○既存の公共空間の利活用や街路空間の再構築により、地域の価値やにぎわいを創出する必要があります。また、駅周辺や通学路など地域住民と連携した面的な交通安全対策を推進するとともに、市民や民間事業者等との協働によりまちなかの公共空間の利活用を促進することで、公共空間及び周辺の居心地の向上やにぎわいの創出を図り、公共空間利活用の実践者を増やす必要があります。	① まちなかベンチやミニパーク等の設置	○市民の憩いの場創出や回遊性を高めるため、街路空間や景観づくり重点地区などにベンチの設置をするほか、ミニパーク等を整備するとともに、ウォーカブル推進都市として官民が連携し一体となって公共空間の利活用を進めるなど、居心地がよく歩きたくなるまちなかづくりを推進します。
				② 道路空間の再配分	○道路空間に余裕がある道路において、ゆとりある歩行者空間を確保するため、車道と歩道の幅員を再配分するなど、ウォーカブルなまちなかづくりを推進します。
				③ 交通安全対策	○地域の特性に応じ、ガードレールやポストコーン等の工作物の設置、路面へのグリーンベルトや文字表示の設置等の対策について、朝霞警察署等の関係機関と協議を行いながら進めていきます。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
	2 道路交通 【目指す姿】 道路・橋梁が整備されて適切な維持管理がなされ等の整備を進めるとともに、それらの適切な維持管理を行い、子どもこどもから高齢者までの誰もが安全で快適に道路を利用できるまちを目指します。 また、市内の公共交通を多くの市民が快適に利用できるまちを目指します。	(1)やさしさに配慮した道づくり	○朝霞市道路整備基本計画に基づき、効率的に整備を推進していくほか、都市計画道路については、事業認可を取得している駅東通線及び岡通線を優先して整備を進めるとともに、国道254号バイパスの早期全線開通に向け、引き続き国や県に働きかけていく必要があります。 ○橋梁及び歩道橋については、長寿命化計画により、予防保全的修繕を行い、限られた財源の中で効果的な維持管理を進める必要があります。 ○さらにウォーカブルを推進するため、道路整備基本計画に基づき、歩道の整備を進めていくほか、道路空間に余裕がある路線については、まちなかベンチやミニパーク(ポケットパーク)等の設置を進めます。	① 幹線道路網の整備	○都市計画道路や補助幹線道路については、歩行者の安全を確保するため、歩車道の分離や拡幅予定路線の歩道整備に努めます。 ○整備済区間の道路空間の再配分や駅周辺の街路空間を創るストリートデザインについて検討します。 ○国道254号バイパスの整備促進を図るとともに、長期にわたり未整備となっている都市計画道路の必要性等について検証を行い、見直しの検討を行います。
				② バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備	○高齢者や障害のある人など誰もが移動できるような交通環境のユニバーサルデザイン化を推進します。また、公共交通機関を利用する際の移動の利便性及び安全性に配慮した交通結節点の整備、バリアフリーに配慮した公共交通車両の導入等を促進します。 ○歩道の整備や交差点改良、道路改良を推進するとともに、ハンプの設置などの道路構造の変更や無電柱化、自転車道などについて検討していきます。 ○橋梁、歩道橋については、5年度ごとに定期的な点検を実施し、適切な維持管理に努めます。
				③ 環境・景観に配慮した歩行者空間の整備	○ウォーカブル推進都市として、歩行空間の快適性向上を目指し、道路などの公共空間を有効活用するなど、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを目指します。 ○道路及び沿道環境の整備に当たっては、地域の特性に応じた沿道空間と一体となった歩道、街路樹、ポケットパークなどの整備、維持管理に努めるとともに、街路樹管理計画の策定について検討します。
		(2)良好な交通環境づくり	○今後も歩行者の安全を第一に、歩道設置などの道路整備、路面表示の設置、関係機関と連携した交通安全ルールやマナーの周知啓発などの各種取組を継続的に実施していく必要があります。 ○公共交通連携では、深刻な運転手不足など交通事業者を取り巻く環境が厳しい中、持続可能な地域公共交通の実現を目指し、既存路線の維持確保、公共交通空白地区の改善、鉄道駅の利便性向上などについて、地域公共交通協議会で検討し、施策を推進する必要があります。 ○自転車等駐車場については、駐車場を適切に管理しつつ、効果的な管理運営について検討を進める必要があります。 ○公共交通を補完する手段としてシェアサイクルの利用を引き続き推進します。	① 安全・快適な道路の整備	○地域の特性に応じた道路の交通安全施設や歩きやすい歩道の整備に努めます。また、方策の検討に当たっては、地域住民などの意向を踏まえながら進めていきます。
				② 公共交通網などの充実・整備	○朝霞市地域公共交通計画に基づき、面的な公共交通のネットワークの形成に向けて既存路線の維持確保や持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組を関係機関と協働で進めます。
				③ その他交通施設などの充実・整備	○駅周辺の交通結節点機能(駅舎、自由通路、バス・タクシー乗場、自転車駐車場、周辺道路)を総合的に充実させるとともに、ユニバーサルデザイン化を図ります。 ○駅周辺の歩行空間などを活用し、シェアサイクルポートの充実に努めます。
				④ 新たな公共交通システムの導入検討	○環境負荷の低減、二酸化炭素の排出量の削減などを目指し、自転車や公共交通機関の利用への転換を促進します。 ○公共交通空白地区の改善を目指し、地域住民と協働で新たな公共交通の導入を検討します。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
	3 緑・景観 【目指す姿】 幅広い世代が公園や緑における自然とふれあい、暮らしと自然環境の美しさが融合したまち。また、市民が主体となって公園や緑地などの管理が行われ、地域に密着した愛されるまち。朝霞らしい魅力ある景観をつくり、守ることで、誰もが住み続けたい、訪れたいまちを目指します。 —子どもから高齢者までの幅広い世代が、都市における公園や緑のオープンスペースで自然とふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動などの活動を行うことのできる、人の暮らしと自然環境の美しさが融合したまちを目指します。また、歩行者にやさしいゆとりある道路空間の形成を目指します。さらに市民や地域主体で公園整備や管理が行われ、地域に密着した、朝霞市らしい、市民に愛される公園のあるまちを目指します。朝霞らしい魅力ある景観をみんなで作ったり、守ることで、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちを目指します。全ての人や生き物にやさしく、多くの市民が水辺に親しむことができる環境面への配慮が行き届いたまちを目指します。—	(1)まちの骨格となる緑づくり	○市内の民有緑地や農地は、相続等により減少傾向にあります。市民の暮らしを支えるグリーンインフラの機能を持つ緑を、市民、事業者との連携や協働で保全し、質の維持・向上を図っていく必要があります。また、担い手となる市民ボランティアの高齢化が進んでおり、参画する市民、事業者の裾野を広げていくことが求められています。 ○みどりの基本計画に基づき、生物多様性の保全や生育環境の確保、良好な都市景観、自然とのふれあいの場の形成等、緑をさらに質の高いものとし、緑化の推進や魅力ある公園づくりを市民、事業者等との協働で推進します。	① 武蔵野の原風景を継承する緑の保全	○本市に残る黒目川及びその周辺の農地や新河岸川や斜面林などには、武蔵野の面影を残す景観が保全されています。保護地区・保護樹木の指定やみどりのまちづくり基金の活用により、崖線に残存する斜面林などの緑地の保全及び緑化の推進に努めます。
		(2)うるおいのある生活環境づくり	○公園、緑地、道路など公共空間へのニーズが多様化していることから、それぞれの地域の特性に応じた柔軟な活用を進めるとともに、公共空間を安全で快適な環境に保つために計画的かつ適切な維持管理を市民や事業者等と協働で行う必要があります。 ○緑化推進条例に基づく保護地区や保護樹木制度等を活用し、生物多様性にも配慮した緑地の保全と民有地緑化を推進しています。今後、緑のネットワークや拠点づくりのため、公共施設や道路などを含めた緑化推進、緑地保全の取組を行っていくほか、黒目川沿いの遊歩道や公園、道路のポケットパーク等をつなぐ散策路のネットワーク化について取り組む必要があります。	① 水と緑のネットワークの充実	○黒目川沿いの遊歩道や公園、道路のポケットパークをつなぐ散策路のネットワーク化を図るため、良好な景観形成に寄与する緑を保全し、周辺環境に調和した植樹などを市民と行政が一体となって推進します。
		(3)まちの魅力を生み出す景観づくり	○地域の特性を生かし、景観を保全・創出し次代へ伝えていくため、一定規模の行為について届出制度を活用し、周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりを誘導していく必要があります。また、朝霞市景観計画に基づき、市民、事業者、行政と協働による景観づくりを進めることが求められています。 ○市内の中心を流れる黒目川は、貴重な自然環境であるとともに市民の憩いと交流の拠点であり、今後、この優れた景観を積極的に内外に発信するとともに、黒目川から眺望できる斜面林などの貴重な緑地保全や「にぎわい」景観の創出について検討する必要があります。	② 水と緑のうるおいのある市街地の形成	○公共施設における敷地内緑化及び開発事業による緑化の推進に努めるとともに、湧水の保全・活用を図ります。シンボルロードをはじめとする緑のオープンスペースなど、市民と行政が協働し、人々が集い憩える場や多様な活動の場の創出に取り組みます。
				③ みどり空間の魅力向上	○公園や緑地等の公共空間について、市民や事業者等と協働で適切な維持管理を行うほか、緑化推進・緑地保全に取り組みます。
				① まちのうるおいとなる景観形成	○駅周辺では、本市の玄関口にふさわしい景観形成を図るとともに、国道、県道、都市計画道路などの主な幹線道路については、沿道のまちなみ形成や緑化など本市のシンボルにふさわしい魅力づくりに努めます。 ○居心地がよく歩きたくなるまちなか空間の創出が図られるよう、まちづくりに寄与する自然と調和した良好な景観形成を推進します。
				② 地域資源を生かした景観形成	○朝霞市景観計画に基づき、届出制度の活用による周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりの誘導を行うとともに、地区の特性を生かした良好な景観形成に向けて協働による景観づくりを推進します。 ○景観づくり重点地区に指定した黒目川やシンボルロードの優れた景観を保全するほか、市のセールスポイントとして積極的に内外に発信していきます。
	4 住宅 【目指す姿】 住宅等が適切に管理され、良好な生活環境を維持することで、高齢者をはじめ、誰もが安全・安心に長く住み続けられるまちを目指します。	(1)良好な居住環境の促進 安心で快適な住環境の整備	○全国的に空き家は増加傾向にあり、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性が指摘されており、良好な住環境の保全に努める必要があります。 ○マンションは、建物の老朽化や居住者の高齢化が進行していることから、適正な管理への取組が必要です。	① 空き家対策の推進	○住環境に悪影響を及ぼす適切な管理が行われていない空き家とならないよう、空き家の発生予防や利活用等に係る取組を推進します。
		(2)安定した住生活の確保・支援	○高齢者や障害のある人、ひとり親家庭等の住宅確保要配慮者が入居を拒まれるケースが見られるため、安心して暮らせる住宅の確保につながる取組が必要です。	② 良質な住宅ストック形成の促進	○市民が安心して暮らし続けられるよう、既存住宅のストック活用、維持、改善等について、民間の関係団体等と連携し、住まいに関する相談等を実施します。 ○マンション管理計画認定制度を適正に運用し、管理の主体である管理組合が自ら適正に管理することを促し、マンションの管理水準の維持向上を図ります。
				① 住宅確保要配慮者への居住確保の促進	○住宅を自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障害者などが、安心して暮らせる住宅を確保するための支援に努め、市民生活の安定・向上を図ります。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
	5 上下水道整備	(1)上水道の整備・充実	○高度経済成長期に合わせて集中的に拡張した水道施設の老朽化が進んでいることから、安全な水道水を安定的に供給するため、浄水場設備や水道管路の更新を行うとともに、災害に備えて施設の耐震化を進めています。しかしながら、水道施設の整備には多額の費用を要することから、健全な経営と計画的な施設更新事業の実施が求められています。	① 基幹管路の耐震化・老朽施設の更新	○朝霞市水道事業基本計画や朝霞市水道事業耐震化計画に基づき、基幹管路の耐震化を図るとともに、古い経年管についても耐震性に優れた管に布設替えを行います。
	【目指す姿】 水道事業の健全な経営基盤を構築し、老朽化した施設の更新や耐震化などを進めることで、将来にわたり安全な水道水を安定的に供給できるまちを目指します。 下水道事業の健全な経営を構築し、老朽化した施設の更新や雨水浸水対策を進めることで、安全で良好な生活環境が維持されたまちを目指します。 ―水道事業の経営が安定し、適正な水道料金で安全・安心な水道水が安定的に供給されるまちを目指します。 ―下水道事業の持続的な運営を図りながら、快適で安全・安心なまちを目指します。―	(2)公共下水道の整備	○本市の公共下水道は、昭和50年代から平成初期にかけて整備を進めてきましたが、一般的な下水道管の耐用年数は50年であることから、更新時期を迎える下水道管が急増することが見込まれています。このため、財政的な安定を図りつつ、計画的に下水道管の更新事業を進めていくことが求められています。 ○近年、下水道の排水能力を上回る局地的な豪雨が多発し浸水被害が発生しています。浸水被害を軽減するため、引き続き浸水対策を進めていく必要があります。	② 水道事業の健全経営	○本市の人口は今後も微増が見込まれるものの、節水型機器の普及等による水需要の減少により、給水収益の大幅な増加を見込むことは難しい状況です。一方で、老朽化が進む管路の更新や耐震化費用等に多額の費用が見込まれることから、これまで以上に安定的かつ継続的な健全経営に努めます。
	6 産業活性化	(1)魅力ある商業機能の形成	○「地域コミュニティの核」である商店街のにぎわいを維持するため、店舗経営の安定化や店主の高齢化や後継者不足に対応した相談体制の構築などの取組の推進のほかに、空き店舗等の有効な活用や魅力ある店舗の創業支援などに取り組む必要があります。 ○少子高齢化や市民のライフスタイルの変化に伴う、市民の買い物環境の整備などについて検討が必要です。	① 総合的な商店街活性化の促進	○地域コミュニティの核となる商店街のにぎわいを創出、維持していくために、各商店の経営状況や空き店舗の実態の把握に努め、商工会や金融機関、民間事業者などと連携し、空き店舗の有効活用や後継者の育成、経営計画の作成支援等により商店街活性化を支援します。
		(2)中小企業の経営基盤の強化	○経営者、従業員の高齢化が進んでおり、事業承継や若手経営者を育成していく必要があります。 ○地域経済の振興のため、市内事業者の商工会への加入促進に努めるとともに、中小企業の経営安定を支援するため、商工会などの関係機関による経営相談やセーフティネット保証制度等の支援策を周知していく必要があります。	② 商店街の機能向上	○空き店舗等を活用した起業支援の拠点づくりや地域住民の憩いの場となる共同スペース等の設置の促進を検討するとともに、商店会が実施する施設整備事業や活性化事業を支援します。
				③ 市内事業者の魅力の発信	○商工会や商店街等と連携した「あさかの逸品」や「あさかばる」などの個店の魅力を発信する取組を効果的に進めるとともに、地域性を生かした商品開発や魅力的な個店づくりの支援などにより、市内の魅力的な商業機能を市内外へPRします。
				④ 市民ニーズにマッチした商業機能の充実	○市内における買い物環境の更なる充実と利便性の向上のために、商業機能の創出や誘致、また、商店会や商工会の活動を支援することで、市民ニーズにマッチした買い物環境づくりに努めます。
				① 経営への支援	○経営の安定を支援するため、中小企業融資制度の利用促進や同制度利用者に対する利子補給補助金を交付します。 ○経営相談や経営計画の作成など、市内事業者が商工会をはじめとする関係機関による伴走型支援を受けられるよう、連携の強化と周知を図ります。
				② 人材育成と組織強化の支援	○商工会や金融機関などと連携し、市内で継続して事業活動ができるよう、後継者や若手経営者の育成を支援します。 ○地域経済の振興のため、市内事業者の商工会への加入を促進します。
				③ 情報収集と相談機能の充実	○事業者が本市で事業活動するメリットや魅力について情報を収集、発信するほか、市内で継続して事業活動ができるよう、商工会や金融機関などと情報や意見の交換を行い、相談機能の充実に努めます。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
		(3)企業誘致の推進	○都心に近く、交通利便性が良い本市は、企業の立地条件としては優れているものの市域の宅地利用が進行する中で、産業利用に適した用地が不足し、新規企業の用地確保や事業拡大等による市内事業者の市内移転も困難となっていることから、企業誘致に適した用地創出の検討が必要です。	① 産業利用に向けた土地利用の推進	○関係機関と連携し、一般国道254号和光富士見バイパス周辺等での低・未利用地の有効活用や土地区画整理事業等と連携を図り、産業利用に適した用地の創出や新たな企業立地の検討、多様な産業の誘致、既存事業者の市外流出の防止を目指します。
		(4)都市農業の振興	○農業者の高齢化や後継者の不足による農家の減少、相続や都市化に伴う農地の減少、資材の高騰など、厳しい農業経営環境に置かれていることから、農業経営の安定、生産性の向上、地産地消の拡大など、農業振興のための総合的な取組を進める必要があります。 ○こうした状況の中、遊休農地の増加が懸念されています。	① 都市農業の振興	○地産地消の充実や農産物直売の拠点整備、市民と生産者の交流の場づくりなどを進め、都市農業の振興を図ります。
				② 農地の保全	○農地パトロールを実施し、農地の適正管理を促進するとともに、市民に農地が持つ多面的機能の理解を深めてもらい、農地の保全を図ります。
	7 産業の育成と支援	(1)産業育成のための連携強化	○市内事業者の同業種間の連携を進めるとともに、関係団体だけでなく民間事業者とも連携した取組を進める必要があります。また、産・学・官の連携と異業種交流の体制づくりを進める必要があります。 ○農業者の高齢化や後継者の不足により農家が減少していることから、農業者の農業経営基盤の強化の支援や新たな担い手の育成や確保に取り組む必要があります。	① 情報の収集と発信	○商工会や金融機関、民間事業者などと連携し、市内の産業の育成につながる情報を収集します。また、産業文化センターを拠点として「あさか産業フェア」などの同業種や異業種交流の機会を設けるとともに、市内商工業の情報を広く発信します。
				② 産業ネットワークの強化	○経営資源の相互活用や共同受注等の効率的な企業運営に企業間の連携が効果的であることから、商工会等の既存ネットワークを強化し、事業者間、技術者間の多様な関係づくりを進め、事業課題の解決につながるようなネットワーク基盤の構築と強化を図ります。
				③ 地域に密着した産業の振興	○商工会等の団体が持つ既存のネットワークの強化に向けて、関係経済団体や金融機関、大学などと連携を深めるとともに、商工会や商店会が実施する地域経済活性化イベントの開催を支援し、地域に密着した産業の振興を図ります。
				④ 農業経営基盤強化のための連携	○埼玉県さいたま農林振興センター、あさか野農業協同組合、朝霞市農業委員会などと連携し、農業者の農業経営基盤の強化の支援、新たな担い手の育成や確保などに努めます。 ○市民と農業者が交流できる場づくりを推進し、地域全体で農業を支える意識の醸成を図ります。
		(2)起業・創業の支援	○起業に関する相談・セミナーのより一層利用しやすい環境づくりに取り組む必要があります。 ○起業時だけでなく、起業後においても事業を軌道に乗せるために、商工会や金融機関と連携し、継続的に伴走型支援が受けられる体制を構築する必要があります。	① 支援体制の充実	○起業家育成相談や起業家育成支援セミナーの開催、実質無利子の起業家育成資金融資制度の実施のほか、起業時だけでなく起業後も事業を軌道に乗せられるように、商工会や金融機関などによる伴走型支援が受けられるよう体制を構築します。
				② 新たな産業の創出	○起業家育成支援セミナーの内容の充実を図り、起業しやすい環境づくりに取り組みます。 ○コワーキングスペースなど、起業家間で交流できる場の情報提供などを行うことで、多様な業種の起業を促進し、新たな産業の創出を支援します。

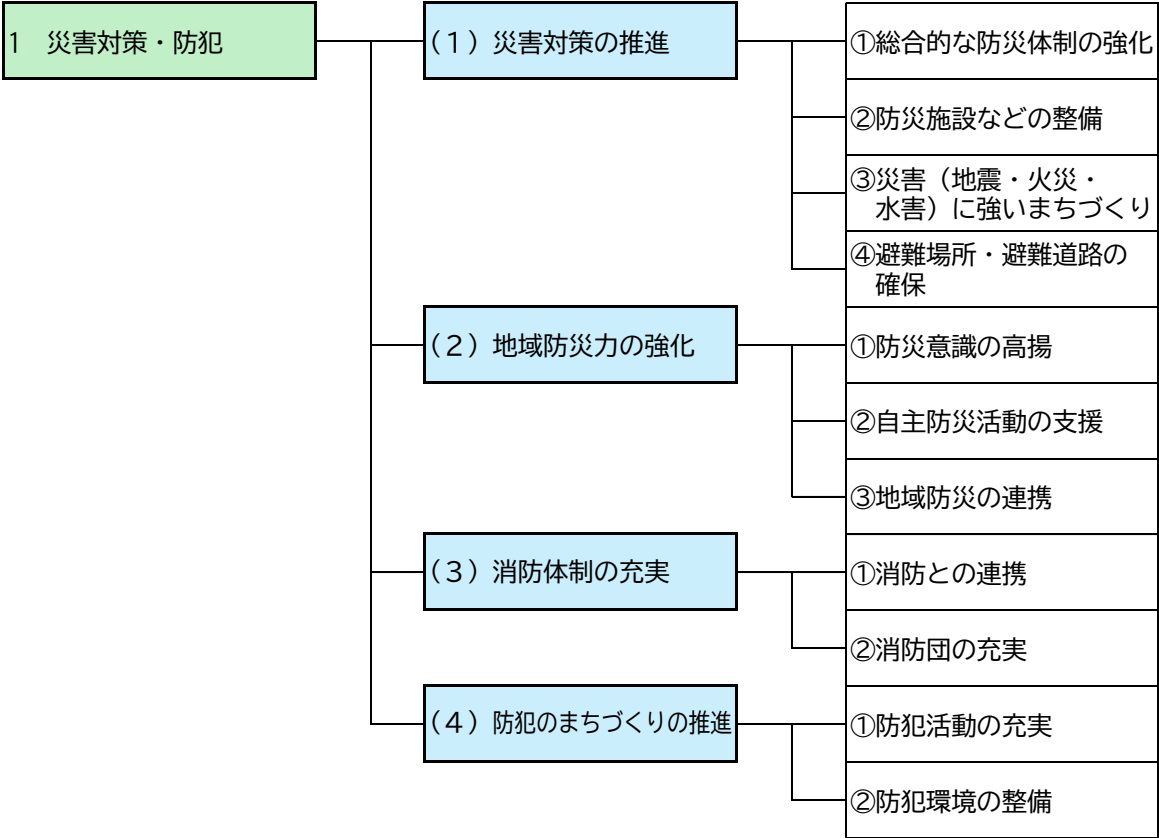


章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
第6章 基本構想を推進するために	1 人権・多様性の尊重 【目指す姿】 年齢や性別、国籍などに関わりなく基本的人権を互いに尊重し、認め合い、その人らしく生きていくことができる差別のない明るいまちを目指します。	(1)人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援	○社会環境の変化に伴い、いじめや児童虐待、インターネットによる人権侵害など、人権問題は多様化・複雑化しています。多様な性やこどもの人権など、変化する人権課題の解決に向けて対応していくとともに、市民一人一人が人権意識を高め、人権への理解を深めていただくため、引き続き人権教育・人権啓発を推進する必要があります。 ○人権侵害の事案は依然として増加傾向にあることから、人権相談においては、相談者が相談しやすい環境を作ることや、相談体制の充実を図るとともに、庁内関係部署、国や県などの関係機関との連携を強化する必要があります。	① 学校教育における人権教育の推進	○こどもたちが教育活動全体を通して、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を行います。 ○庁内関係各課や関係機関と連携しながら、多様な人権課題に対応した教育を推進します。
				② 社会教育における人権教育の推進	○市民などの人権尊重意識の高揚と様々な人権課題についての正しい理解や認識を深めるための講演会や研修会、講座などの学習機会の提供に努めます。 ○学校・地域・家庭など、それぞれの状況に応じた人権教育を推進します。
				③ 人権啓発活動の推進・推進体制の充実	○市民一人一人が、お互いの個性を認め合い、思いやる心を大切にできるよう、こどもや女性、多様な性のほか、高齢者、障害のある人、外国人、同和問題、インターネットにおける人権侵害など、様々な人権課題についての正しい理解と認識を深める啓発活動を推進します。 ○「朝霞市人権施策庁内連絡会」や「庁内人権問題研修推進員」を活用した情報共有のほか、国や県などの関係機関と連携し、啓発活動の推進体制の充実を図ります。
				④ 相談や連携による人権問題解決の支援	○多様化、複雑化する人権侵害の事案に対応するため、国や県などの関係機関や庁内関係各課との連携を強化し、問題解決の支援に向けた相談体制の充実や相談しやすい環境づくりを進めます。
		(2)男女共同参画・性の多様性	○急速な社会環境の変化とともに、多様なライフコース（個人が一生の間にたどる道筋）が志向される中、女性の政治参画などにおけるジェンダーギャップ指数の改善が目立っています。しかしながら、家庭・地域・職場などの市民生活に密着した場では、依然として性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、日々の生活の中で、無理解や偏見による不平等や生きづらさを抱えている人がいます。このようなことから、引き続き、男女平等の意識づくりに向けた取組が求められています。また、若年層を対象とした性と生殖に関する健康と権利についての正しい理解と人それぞれ違った性の指向が求められ、尊重される地域社会の実現が求められています。 ○男女平等推進に関する施策として、男女平等推進条例の制定及び男女平等推進行動計画の策定、また、配偶者暴力相談支援センター事業の開始や女性センターの開所など、様々な施策に取り組んできました。しかしながら、全国的にドメスティック・バイオレンス(DV)などの深刻な問題に加え、困難な問題を抱える女性への支援やワーク・ライフ・バランスなどの課題が顕在化し、さらに複雑化、多様化しています。また、女性があらゆる場面で活躍するための情報提供や施策を展開するなど、引き続き、男女平等が実感できる生活の実現に向けた取組が求められています。 ○人の性のあり方は、様々な性的指向及び性自認・性表現(SOGIE)による属性があるにもかかわらず、性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人がいます。多様な性に関する正しい理解が進み、誰もが暮らしやすく、生きやすい社会となるようLGBTQやSOGIEに関する正しい理解に向けた情報の提供や施策を実施することが求められます。	① 男女平等の意識づくり	○積極的な情報の提供及び教育・学習体系の確立 性別による固定的な役割分業意識の解消に向け、気づきと改善する力を養えるよう積極的に情報提供し、学習機会の充実に努め人材育成を図ります。 ○自己実現へ向けた学習機会の充実 市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し自己実現が図れるよう、働く場での男女共同参画の意識の向上に努めるための情報提供などに努めます。 ○性と生殖に関する理解促進 主に若年層を対象として、性犯罪・性暴力に遭わないための周知啓発や、性と生殖に関する健康と権利についての正しい理解を推進し意識醸成に努めます。
				② 男女平等が実感できる生活の実現	○異性間やパートナーからの暴力の根絶 異性間やパートナーからの暴力の防止に向けた積極的な情報提供や、被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び他機関連携の強化を図り、異性間やパートナーからの暴力の根絶に努めます。 ○女性の職業生活における活躍の推進 女性活躍推進法の基本理念を踏まえた市町村推進計画に基づき、女性があらゆる場面において活躍するための情報提供や施策を展開します。また、市が率先し、管理的地位の女性職員を増やすなど、政策や方針の立案・決定の場への女性の参画を図ります。 ○地域団体や事業所における男女共同参画の推進 自治会・町内会などの地域団体における女性の参画を推進するための情報提供を積極的に行い、男女平等に関する意識醸成に努めます。また、男女平等の推進に寄与し活動している女性センター登録団体と協働し、男女平等社会の実現に努めます。
				③ 性の多様性に対する理解の促進	○多様性の尊重と理解の促進 誰もが持ち合わせている性のあり方(性の指向及び性自認・性表現)は様々であり、多様性に関する理解が促進されるよう意識醸成を図り、無理解と偏見のない、一人一人が尊重される地域社会の実現に努めます。 ○LGBTQ等の当事者に配慮した取組 市の施策や行政事務において、LGBTQ等の当事者の生きづらさを理解し、事務事業を行う上での配慮を呼びかけ推進します。
		(3)多文化共生	○多くの外国人市民が本市に在住しており、今後、さらに増加することが想定されます。外国人市民が、地域で孤立したり、生活習慣などの相互理解不足からトラブルに発展することがないよう、地域社会と外国人市民をつなぎ、地域での話し合いを基にお互いの文化を理解しながら、生活上の問題などを相談・解決することができるよう、関係団体や関係機関等と連携を図りつつ、サポートする必要があります。	① 外国人市民が暮らしやすいまちづくり	○ごみの分別方法や各種相談、支援制度などの生活に密着した情報を多言語で発信することにより、外国人市民が安心して生活できる環境を整備し、相互理解の促進に努めます。
				② 多文化共生への理解の推進	○異なる文化への理解を深め、共に生きていく社会を目指します。市民活動団体や関係機関と連携し、異文化に触れる機会を増やすことで相互理解の促進に努めます。 ○日本語を母語としない児童生徒に支援を行い、学びをサポートします。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
	2 市民参画・協働	(1)市民参画と協働の推進	○審議会の委員の公募、市民コメント、意見交換会などを実施し、施策や計画の策定から実施、評価に至るまで、幅広く市民の声を聴く機会を設け、併せて、職員の協働に関する意識啓発を行っています。引き続き、それらの取組を進めるとともに、地域の課題解決に取り組む市民活動団体等の育成や支援を行い、協働事業を展開していく必要があります。 ○若年層や子育て世代等の参加促進が課題となっていることから、若年層が関心を持つようなアプローチ方法や、協働指針の改訂等について、検討していくことが求められています。	① 参画の機会の充実	○審議会等の公募委員、意見交換会や市民コメントの実施など、施策や計画から実施、評価に至るまで、市民参画の機会の充実に取り組みます。若年層や子育て世代、障害者、高齢者等、様々な方が参画できるよう、事業を開催する時間や場所、アプローチ方法の工夫を行い、市民の市政参加への意識高揚を図ります。
				② 地域に関与する市民や団体の支援	○講演会の開催など、地域とのつながりづくりのきっかけとなる機会を提供することで、地域活動に取り組む担い手を発掘・育成します。
		(2)情報提供の充実と市民ニーズの把握	○広報については、広報あさかやホームページのほか、SNS、データ放送、メール配信サービスなどを活用し、広報手段の拡充を図ってきました。引き続き、新たな情報提供手段の可能性を探りつつ、受け取り手（フォロワー等）の増加に努め、各年齢層に対して、それぞれ最も効果的な広報手段や内容を検討する必要があります。 ○広聴については、広聴制度がより一層機能するよう、市民が市の施策や事業を知り、それらについて意見・提案等ができる機会の周知を図っていく必要があります。	① まちづくりに関する情報の提供	○広報あさかやホームページなどの広報媒体の充実を図り、行政情報を分かりやすく市民に提供します。また、新たな情報提供手段の可能性を探りつつ、受け取り手（フォロワー等）の増加に努め、各広報媒体の特性を生かした迅速かつ効果的な情報提供を行います。
				② 市民ニーズの把握	○各種計画を策定する際には、市民ニーズを幅広く収集するとともに、市政モニターを活用し、各課が保有する個別の懸案事項について市民ニーズを収集します。 ○市民の意向を反映するため「市への意見・要望」を継続し、市民の要望を伺います。
	3 行財政	(1)総合計画の推進	○近年、大きく変化している社会状況や、本市における将来の人口推移を見極め、市民の多様なニーズに柔軟に対応するため、施策や事業の効果と効率に留意しながら、総合計画を推進していくことが求められています。 ○計画を推進する上での評価に当たっては、市民の意見がどのような形で反映されたのか、取組の結果どのような効果があったのかなど、分かりやすく市民に伝えられるような工夫が求められています。	① 計画的な施策の推進	○大きく変化する社会情勢の中において、持続可能なまちづくりを行うため、中長期的な視点を持って、計画的な施策の展開を図ります。
				② 行政評価の推進	○限られた財源の中で、多様なニーズに対応していくため、内部、外部の両面から施策の効果検証を行い、その結果を次の活動へと結び付けていくことにより、効率的な計画の推進を図ります。
		(2)公平・適正な負担による財政基盤の強化	○厳しい財政状況の中、持続可能な行財政運営を行うためには財源の安定的な確保が不可欠です。歳入の根幹である市税の確保のため、相談業務の充実や納付環境の整備などに努めながら、的確な滞納整理を行い、収納率の向上を図っています。引き続き、中期的な財政推計を活用しながら、事業の選択と集中の実施や事務事業の見直し、経常経費の節減合理化を行う必要があります。	① 計画的な財政運営	○多様で高度化する市民ニーズに応える効率的で安定した行政サービスを提供するため、実施計画に基づいた中期的な財政推計を策定するとともに、社会経済環境、国の経済予測及び財政計画の動向を注視しながら、計画的な財政運営を図ります。
				② 効果的な財政運営	○厳しい財政状況の中、限られた財源を最大限活用し、最少の経費で最大の効果をあげるため、事業の選択と集中、事務事業の見直し、経常経費の節減合理化を行い、効果的な財政運営を図ります。
				③ 税収などの確保	○収納率向上のため、口座振替を推奨するとともに、クレジットカード及びスマートフォンによる決済、コンビニエンスストアでの納付、また、二次元バーコードを活用した納付を加えるなど多様な納付方法を提供することにより、納税者の更なる利便性の向上に努めます。 ○休日・夜間納税相談の実施や電話催告により納税を促すとともに、差押えなどの滞納処分を適切に行い、税収の確保を図ります。
		(3)公共施設の効果的・効率的な管理・運営	○公共施設全般の老朽化が進んでいることから、公共施設マネジメント基金の運用状況や市全体の財政状況と整合性を図りながら、公共施設等総合管理計画及び公共施設等マネジメント実施計画などに基づく計画的な維持管理や更新を行う必要があります。併せて、今後の人口動態や行政需要の変化に応じた、公共施設のあり方についても検討が必要となります。	① 公共施設の計画的な管理・運営	○建物、道路、橋梁、上下水道などの公共施設を、安全に利用していたきながらも、良好な状態に保つために、公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化などに取り組みます。 ○将来を見据え、市庁舎などの施設の更新について考えます。
				② 効果的・効率的な公共施設の維持管理	○業務委託や指定管理者制度などを用いて民間のノウハウ、効率性を活用することで、維持管理業務の効率化、質の向上を図ります。 ○公共施設の維持管理費縮減のため、サービスの維持に配慮しながら、公共施設のあり方についても検討していきます。

章(分野)	施策(大柱)	施策(中柱)		施策(小柱)	
		中柱名	現状・課題等	小柱名	説明
		(4)デジタル化の推進	○近年、人口減少、少子高齢化などの課題が顕在化する中で、行政におけるデジタル化の遅れが顕著となっています。また、地方自治体においても多様化・複雑化する市民ニーズに対応しつつ、将来にわたって継続して行政サービスを提供することが求められており、行政情報のデジタル化による業務の効率化や自動化、省力化等の課題に取り組んでいくことが求められています。	① デジタル技術の適正かつ効果的な活用	○デジタル技術を適切に活用し、業務の効率化や行政サービスの向上に取り組むとともに、セキュリティリスク軽減のために求められるシステム整備や人的対策に取り組みます。
				② 市民に寄り添うデジタル化	○デジタル技術の導入に当たっては、市民のニーズに応じたサービスを提供するため、利用者の視点で検討するとともに、デジタルデバイドを考慮した環境を整備します。
		(5)機能的な組織づくりと人材育成の充実	○社会情勢の変化や労働人口の減少などにより、更なる効率的な行政事務の執行が求められています。多様化する行政需要に的確に対応していくために、業務の効率化を図り、柔軟な組織体制を構築していく必要があります。 ○多様化・複雑化する業務や様々な課題に対応できるよう、人材育成を柱として職員の能力開発や人材の確保に向けた多角的な取組を行うなど、人材育成の充実を図ることも必要です。	① 柔軟で機能的な組織運営	○市民ニーズや行政課題に対して、的確かつ迅速に対応していくため、総合調整機能の強化を図るとともに、横断的かつ柔軟な組織体制の構築に努めます。
				② 職員の能力開発と人材の確保	○生産年齢人口の減少や働き手側の価値観の多様化等に対応していくため、現在行っている取組に加え、人材育成を柱として職員の能力開発や人材の確保に向けた多角的な取組を行うなど、人材育成の充実を図っていきます。
		(6)シティ・プロモーションの展開	○広報あさか、ホームページ、SNSやシティ・プロモーション冊子などを活用し、本市の日常の魅力を発信しています。まだ知られていない地域資源の情報収集や、市内外への更なるPRについて、市民、関係機関、事業者等と協力、連携しながらプロモーションを展開していく必要があります。	① シティ・プロモーションを展開するための協力連携	○本市の魅力を市内外へPRするため、庁内の各部署や関係機関、市民、事業者等と連携して事業を展開していきます。
				② 市の魅力となる地域資源の発掘と活用	○本市の魅力を発信するため「シティ・セールス朝霞ブランド」などの既存の地域資源の更なる活用を検討するほか、市の魅力となり得る新たな地域資源を発掘し、活用します。
				③ 効果的なメディアの活用推進	○本市の魅力を市内外へ広くPRするため、市独自の発信手段に加え、テレビや新聞等のメディアの活用に努めます。

第1章 災害対策・防犯



1 災害対策・防犯

《目指す姿》

災害発生時の被害軽減を図るために、迅速な対応が可能な防災体制を構築するとともに、予防対策、応急対策、復旧対策を推進し、災害に強いまちを目指します。

地域における防災意識・危機対応意識を醸成し、市民とともに地域防災力の向上に積極的に取り組むまちを目指します。

犯罪発生の抑止力として地域コミュニティによる防犯意識を高めます。また、防犯環境づくりを進めることで、犯罪などが起こりにくいまちを目指します。

具体的な施策

(1) 災害対策の推進

主担当課：危機管理室

《現状と課題》

近年、激甚な災害が各地で頻発している状況から、災害発生時における迅速な対応や、災害に強いまちづくりが求められています。

災害の発生に備えるため、朝霞市地域防災計画に基づき、災害種別や地域特性を考慮した活動体制を確立していくとともに、防災関係機関との協力・連携体制の強化を引き続き推進していく必要があります。

また、地震、火災、水害など様々な災害による被害を最小限に抑えられるよう、インフラ整備を着実に進める必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■想定避難者数の1.5日分の備蓄食料確保率（％） 地域防災計画に基づき市が備蓄すべき必要な総数	
現状値（R6見込）	目標値（R12）
100	100

① 総合的な防災体制の強化

市民との協働により、防災に関する課題の把握や情報の共有化を積極的に進めます。朝霞市地域防災計画や災害対策別マニュアルに基づき、災害種別や地域特性に考慮した全市的な活動体制を確立するとともに、消防、自衛隊などの防災関係機関との連携や災害協定締結団体との協力体制の整備に努め、総合的な防災体制の強化を図ります。

② 防災施設などの整備

災害時の迅速な応急対策を行うため、防災行政無線などの設備や備蓄食料、資機材などの整備、充実を図ります。

③ 災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり

重要な都市基盤であるインフラ等について、災害時に被害を最小限に抑えられるよう、必要な補修・改修等を進めます。

密集した市街地における防災性の向上、商業業務地における不燃化を促進するとともに、旧耐震建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策への支援を行います。

集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策を進めます。

上下水道施設の耐震化や老朽化施設の更新を進めるとともに、災害時に飲料水を確保するため応急給水所の資機材の充実を図ります。

【関連する個別計画等】

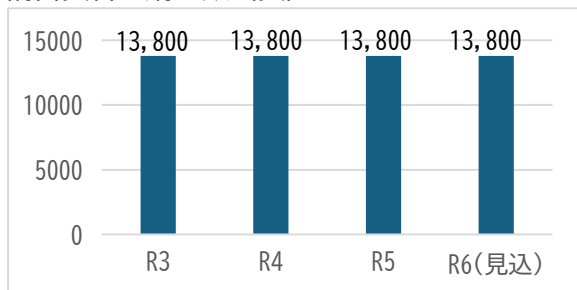
- ・朝霞市地域防災計画（令和7年度～）
- ・国民保護計画（令和4年度～）
- ・国土強靱化地域計画（令和4年度～）
- ・朝霞市無電柱化推進計画（令和2年度～）
- ・第4次朝霞市防犯推進計画（令和3年度～令和7年度）

④ 避難場所・避難道路の確保

避難場所としての活用など、多様な機能を持つオープンスペースの整備を行うとともに、朝霞市無電柱化推進計画の推進や、避難道路や緊急輸送道路となる幹線道路の整備を進めます。

<主な関連指標>

備蓄食料の購入数（食）



指標名	単位	R3	R4	R5	R6(見込)
防災訓練実施回数	回	10	10	1	10
防火地域・準防火地域の指定地区数（地区）	地区	10	10	10	10
緊急輸送道路（市道）の用地取得面積	m ²	37	0	142	26

(2) 地域防災力の強化

主担当課：危機管理室

《現状と課題》

地域防災力の向上には、自助・共助が不可欠です。広報紙、防災啓発イベント、おとどけ講座など様々な機会を捉え、市民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、自主防災活動を推進していく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■地域自主防災活動等事業費補助金交付率（％） 自主防災組織を対象とした防災訓練開催、資機材等の整備に係る費用の一部補助制度の交付率	
現状値（R6見込）	目標値（R12）
100	100

① 防災意識の高揚

近年頻発している、地震、集中豪雨などの自然災害に対する防災意識を高めるとともに、自助・共助の必要性を普及します。

② 自主防災活動の支援

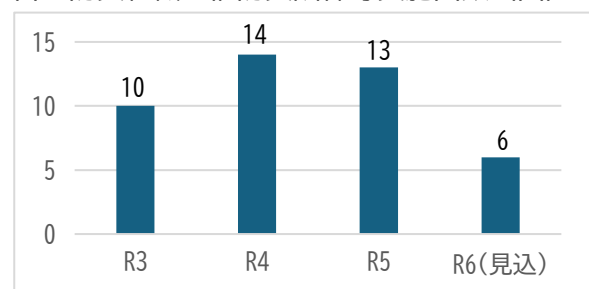
災害時の被害を最小限にするため、自主防災組織の結成促進に努めます。また、自主的に防災訓練等を実施できるよう支援し、自主防災組織の維持、活性化を図ります。災害時に自主防災組織が、避難行動要支援者への適切な支援等の防災活動を効果的に行えるよう、自主防災組織連絡会議を開催し情報共有を図るとともに、自主防災リーダーを育成します。

③ 地域防災の連携

災害時に地域において、迅速かつ適切な応急活動が行えるように、自主防災組織をはじめ、消防団、民生委員児童委員協議会などの連携体制の醸成に努めます。

<主な関連指標>

自主防災組織主催防災訓練等実施回数（回）



指標名	単位	R3	R4	R5	R6(見込)
防災啓発イベント実施回数	回	1	1	1	1
防災関係機関との連携実施回数	回	2	2	2	2

(3) 消防体制の充実

主担当課：危機管理室

《現状と課題》

消防救急業務は、平成10年（1998年）10月から本市及び志木市、和光市、新座市で広域化され、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防局で行っており、引き続き消防救急体制を支援していく必要があります。また、災害時の防災、減災のため、地域防災の要である消防団員を安定的に確保し、消防団員の災害対応能力の向上を図るとともに、計画的に資機材等の整備充実を図っていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■消防団の充足率（％） 消防団員定数（138名）に対する充足率	
現状値（R6見込）	目標値（R12）
92	100

① 消防との連携

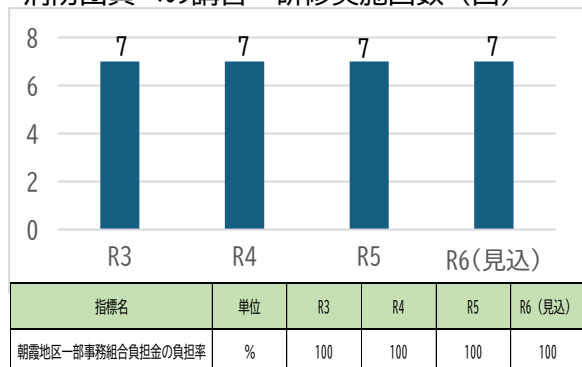
消防と連携を図り、高度化する消防救急業務を支援します。

② 消防団の充実

消防団による効果的な防災、消防活動を支援するため、消防団員を確保するとともに、消防団員の技術向上に努めます。また、近年、多発している自然災害に対応するため、老朽化している消防団詰所を計画的に整備するとともに、消防車両や資機材の整備、充実に努めます。

<主な関連指標>

消防団員への講習・研修実施回数（回）



(4) 防犯のまちづくりの推進

主担当課：危機管理室

《現状と課題》

市民意識調査をはじめとする各種調査において、安全・安心な暮らしを求める声は非常に多く、市民にとって安全な生活が維持されることは、朝霞市の魅力づくりにとって欠かせない要素となっています。また、高度化・複雑化する犯罪傾向を踏まえ、時代に即した防犯対策ができるよう、防犯推進計画の更新や啓発を更に進めるとともに、地域の防犯環境を整備し、犯罪の起きにくいまちづくりを引き続き推進していく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■市内における人口1,000人当たりの刑法犯認知件数（件） 埼玉県警本部が公表した、市内で発生した犯罪の認知件数	
現状値（R6見込）	目標値（R12）
5.44	4.5

① 防犯活動の充実

朝霞市防犯推進計画に基づいて、警察署及びその他の関係機関との連携の下、複雑巧妙化する犯罪などの防犯情報を市民に提供し、防犯意識の高揚に努めます。

また、防犯パトロールやスクールガードなどによる地域の自主的な防犯活動の支援に努めます。

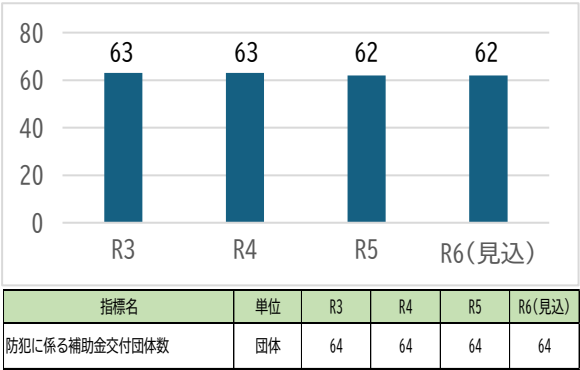
② 防犯環境の整備

防犯灯や道路照明灯等を適正に設置するほか、危険箇所を把握し対応するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

また、道路や公園等の整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物との配置の関係を考慮し、防犯の視点を計画段階から取り入れた整備を進めます。

<主な関連指標>

自主防犯パトロール団体数（団体）



1 基本構想骨子（案）について

No.	意 見	対 応
1	将来像について、3つの案を市民に示し、意見を聴いてみてはどうか。	12月に市民意見交換会を実施し、基本構想骨子について市民の意見を聴く機会を設けるので、その際に将来像に関する意見もお聴きする方向で検討する。
2	将来像について、「暮らしつづけたいまち」の中に「心地よい」、「つながりのある」が含まれていると思うので、「だれもが 暮らし続けたいまち 朝霞」はどうか。	ご意見を踏まえ、将来像の案の一つとして検討時に参考とする。
3	将来像のフレーズに「心地よさ」、「誇れる」、「だれもが」の3点を入れてほしい。「だれもが心地よく暮らし 誇れるまち 朝霞」はどうか。	ご意見を踏まえ、将来像の案の一つとして検討時に参考とする。
4	今後、基本構想のどの部分について評価を行うのか。	評価方法は今後の検討となるが、現行基本構想における基本概念等に該当する部分の評価を想定している。施策評価では基本方向と施策分野、事務事業評価では施策分野における事業を対象とする。
5	基本方向や共通理念の説明について、以下の視点で見直してはどうか。 ・基本方向1について、福祉のまちづくりにより安全安心に暮らせるまちとする。 ・基本方向2について、教育・学習の環境を整える。 ・基本方向3について、自然を残しながら暮らしやすい環境をつくる。 ・共通理念について、市民が計画策定段階だけでなく事業にも関わること、多様性やダイバーシティを明示すること、権利擁護やアウトリーチについて追記する。	基本方向の見出しは、個別具体的な表現ではなく、将来像実現に向けた広がりをもった内容で表現したい。具体的な表現は、本文の中でどの程度書き込めるか検討する。
6	共通理念を、だれが読んでもわかりやすいように、キーワード的なものを記載してはどうか。	ご意見を踏まえ、わかりやすい表現となるよう検討する。
7	共通理念について、3つに限定せず、キーワードを切り分けた方が伝わりやすいのではないか。例えば、1つめは、だれもが主体的に参画すること。2つめは、相互に連携して創意工夫すること。3つめは、多様性を尊重して認め合い助け合うこと。4つめは、持続可能とすること。5つめは、みんなが参加する原動力となる朝霞に対する愛着などとしてはどうか。	ご意見を基本構想の検討の際に参考とする。
8	「むさしのフロントあさか」を将来像の説明に入れてもよいのではないか。	ご意見を基本構想の検討の際に参考とする。
9	将来像について、「私たちが育む 心地よく暮らせるまち 朝霞」が良いと思うが、「育む」の説明は、「あるものを生かす」だけでなく、「新しいものを取り入れる」という視点も必要ではないか。	「新しいものも取り入れていく」という意味合いを含めたものとする。

2 基本計画骨子（案）について

No.	意 見	対 応
1	資料3—1について、中柱における課題部分の記載内容が、問題、目標、実施状況などが混在している。また、課題と施策(中柱)が対応していないものがある。 ・第5章の1—3、公共空間の利活用の課題は、ゆとりある歩行者空間を整備することだけではない。 ・第5章4—1、良好な住環境の促進の課題について、空き家は一例でしかない。	第5次総合計画の総括から導き出された課題として整理していたが、問題や目標等が混在していたため、今後の資料作成の際は統一を図りたい。また、内容が施策に結び付くよう精査する。
2	第2章の見出しは「こども」で、施策の見出しは「子ども」と表記が混在している。国の表記との使い分けについて注記などが必要ではないか。	表現について、再度検討する。
3	第2章の1地域共生社会の推進について、中柱2の見出しをよりわかりやすくしてはどうか。内容についても、中柱1や3との違いがわかりにくい。制度の狭間にいる人に対応するために、地域共生社会の推進を掲げたことは評価に値することで、部署を横断し、包括的に対応してもらう必要性が高まっている。	第2章の1のうち、中柱2の見出しを「誰もが互いに尊重し合い、地域でつながる社会の実現」に変更するとともに、中柱1と3の施策内容を精査する。
4	第2章の3、保健(保険)はまったく意味が異なるので、同義のものとして括るべきではない。社会保障を地域共生社会の方に持っていくならば、わかりやすくする必要はある。	第2章の3の見出しを「保健・医療」に変更するとともに、施策内容を精査する。
5	第2章の3—2健康危機管理という言葉がわかりにくいとため、言い換えた方がよいのではないかと。	健康危機管理は厚生労働省が定めている言葉ではあるが、注釈をつけるなど、わかりやすくする。
6	第4章の4—1コミュニティ活動の推進について、コミュニティ活性化の意味合いから、自治会・町内会以外の団体も含めた表記とした方がよいのではないかと。	第4章の4—1—①「コミュニティづくりの促進」の説明に、自治会・町内会のほか、コミュニティ団体も含めた内容とする。
7	第5章の1—1について、「コンパクトで利便性の高いまちづくり」に変更になったが、朝霞市はまだ人口が増加している中で、どのような意図でこのような表現になったのか。	国の施策に合わせて柱立てをしたが、第5章の1—1の見出しを「利便性の高いまちづくり」に変更し、施策内容を精査する。
8	第5章の1について、以前あった市街化調整区域に関する表現が消えているが、無秩序な市域開発など、負の面への対応はしっかり入れておくべきではないかと。	第5章の1—2「特性に応じたまちづくり」の現状・課題等の中で、市街化調整区域に関する表記を追加する。
9	小柱はいつ示されるのか。また、都市計画マスタープラン関連の都市構造図は総合計画に掲載しないのか。	小柱は、次回審議会にお示しする予定である。 将来都市構造図は、都市計画マスタープランを反映した図であることから総合計画への掲載はすぐわないと考えているが、担当課と調整して検討していきたい。

《第10回総合計画策定委員会における意見及び対応》

1 基本構想（素案）について

No.	意 見	対 応
1	基本方向における「政策づくりに当たって重視すべき事項」は、各部会において確認をした方がよい。	審議会までに策定部会において「政策づくりに当たって重視すべき事項」を精査し、審議会資料とする。
2	基本方向の「だれもが」は将来像の候補から引用していると思うが、将来像が「だれもが」以外に決まる可能性も考慮すると、現状は基本方向の「だれもが」は記載しなくてもよいのではないか。	将来像の候補から引用したものであるが、今後、将来像候補について市民からの意見募集を行うことを踏まえ、現状は「だれもが」を記載しないこととする。
3	共通理念の(2)のリード文に「多様な主体」が出てくるが、ほかの理念のリード文には出てこない。ほかの理念とのバランスという観点から、「多様な主体」はなくてもよいのではないか。	ほかの理念とのバランスを考慮し、(2)の本文から「多様な主体」は削除する。
4	共通理念の(3)の「持続可能な」という表現があるが、本文での説明はもう少しわかりやすい表現にした方がよいのではないか。	「持続可能な」を「市民生活を安定的に支えられる」に変更する。

2 基本計画（素案）の施策体系について

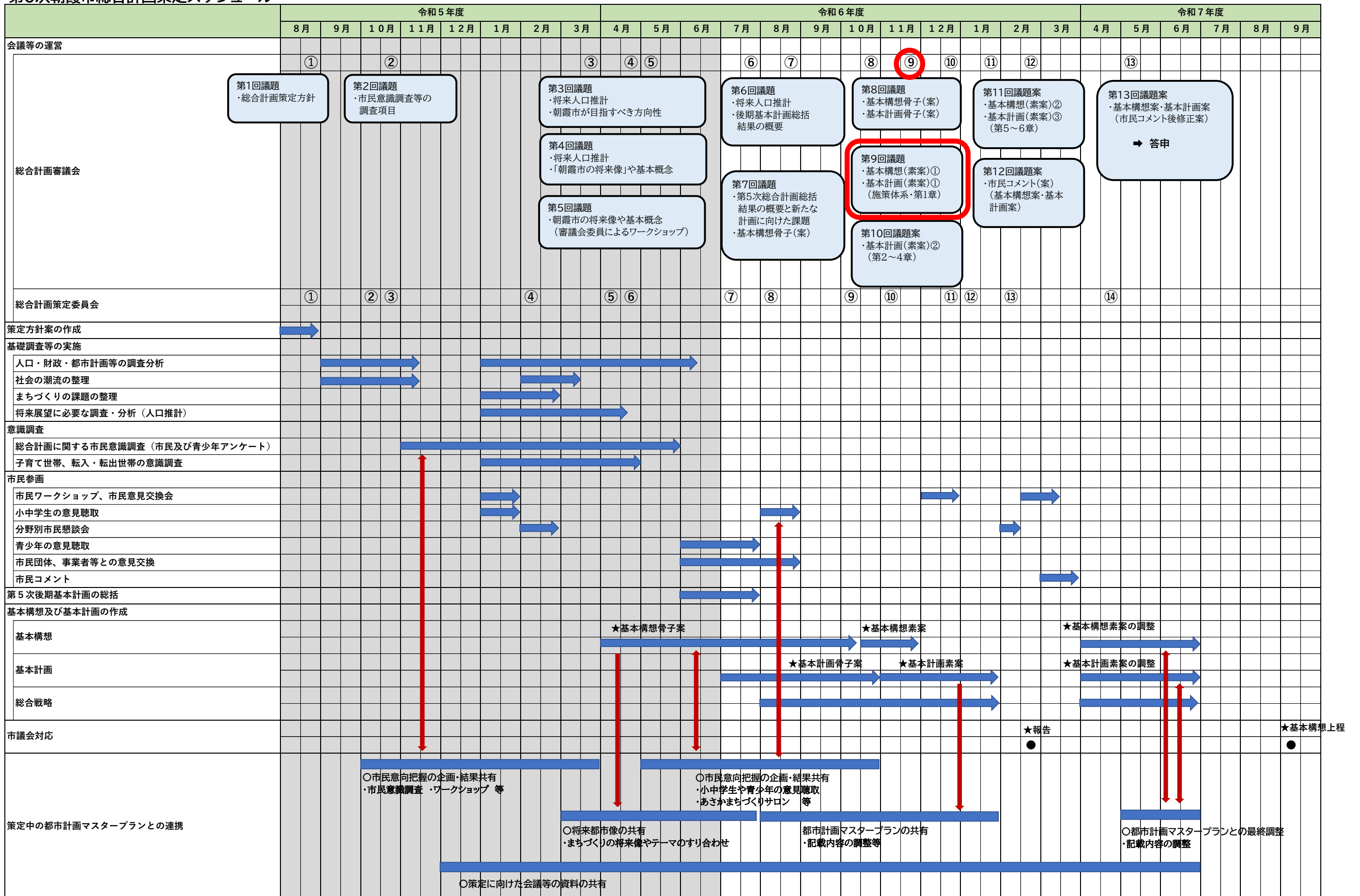
No.	意 見	対 応
1	「こども」と「子ども」の使い方を明確にした方がよい。	子どもの表記は「こども」とする。（固有名称や法令を除く。）

3 基本計画（素案）【第1章】について

1	関連個別計画が資料の最後に掲載されているが、冊子にするときは現行計画同様、見開きにした場合の右ページ上部にしたい。	関連個別計画は、冊子にするときは現行計画同様となるよう検討を行う。
---	---	-----------------------------------

第6次朝霞市総合計画策定スケジュール

令和6年11月19日 第9回朝霞市総合計画審議会 参考資料



令和6年11月19日現在

朝霞を「もっとよいまち」にするための オープンハウス形式 市民意見交換会

第6次朝霞市総合計画基本構想骨子及び
基本計画骨子に対する皆さまのご意見
をお聞かせください

第1回

令和6年12月13日(金)
午後5時～午後7時

産業文化センター
1階 ギャラリー

第2回

令和6年12月14日(土)
午前10時～正午

朝霞市立図書館本館
1階 展示・集会室

※第1回と第2回の内容は同じです

オープンハウス形式とは…

説明パネルをご覧いただきながら、市の
職員が皆さまの質問にお答えするとともに、
意見等を伺うスタイルです



- ◆どなたでもご参加いただけます
- ◇参加費は無料です
- ◆事前申込は不要です
- ◇開催時間内の出入りは自由です

詳細はこちらから



問合せ先
朝霞市役所
政策企画課

☎ 048-463-3089

✉ seisaku_kikaku@city.asaka.lg.jp